

官報

号外
平成十二年四月二十六日

○第百四十七回 参議院會議錄第二十号

平成十二年四月二十六日(水曜日)

午前十時一分開議

○議事日程 第二十号

平成十二年四月二十六日

午前十時 本会議

第一 児童手当法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

第二 刑事訴訟法及び検察審査会法の一部を改正する法律案、犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律案及び犯罪被害者基本法案(参第一〇号)(趣旨説明)

○今日の會議に付した案件
議事日程のとおり

○議長(斎藤十朗君) これより會議を開きます。
日程第一 児童手当法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

本案について提出者の趣旨説明を求めます。丹

平成十二年四月二十六日 参議院會議錄第二十号

児童手当法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

羽厚生大臣。

(國務大臣丹羽雄哉君登壇、拍手)

○國務大臣(丹羽雄哉君) 児童手当法の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明申し上げます。

我が国の合計特殊出生率は、一・三八と過去最低の水準になっており、このような少子化の傾向は、我が国にとって大きな社会問題になりつつあります。

このため、政府といたしましては、少子化への対応として、仕事と子育ての両立の負担感などを緩和し、安心して子育てができるような環境の整備を進める観点に立って、昨年末、少子化対策推進基本方針や新エンゼルプランなどを策定し、幅広い分野にわたる施策を推進しております。

今回の改正は、こうした総合的な少子化対策を推進する一環として行うものであります。

以下、この法律案の主な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、当分の間、三歳以上義務教育就学前の児童を養育する父母などに対し、現行制度の給付に相当する給付を行うことにいたしております。第二に、三歳以上義務教育就学前の児童に対する給付の額及び所得制限などについては、現行制度と同様にいたしております。

第三に、三歳以上義務教育就学前の児童に対する給付の費用負担は、被用者及び自営業者などにつきましては、国が六分の四、都道府県が六分の一、市町村が六分の一を負担することとし、公務員につきましては、所屬庁が全額を負担することにいたしております。

最後に、この法律の施行期日は、平成十二年六月一日としております。

以上が児童手当法の一部を改正する法律案の趣旨でございます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) ただいまの趣旨説明に對し、質疑の通告がございます。順次発言を許します。小宮山洋子君。

(小宮山洋子君登壇、拍手)

○小宮山洋子君 私は、民主党・新緑風会を代表して、ただいま議題となりました児童手当法の一部を改正する法律案について、厚生大臣並びに大蔵大臣に伺います。

法律案の内容に入る前に、少子化のとりえ方と国の役割について伺いたいと思います。

平成元年の合計特殊出生率、一人の女性が一生の間に産む子供の数は一・五七と、それまでの最低であったひのえうまの年の一・五八を下回ったところから少子化ということが言われるようになりました。現在は、合計特殊出生率は一・三八と史上最低になり、このままですと高齢社会のピークには、四人に一人ではなく、三人に一人が六十五歳以上の高齢者になると予想されています。

政府としては、少子化は困ったことだから何とかしなくてはということで対策を打ち出してこれているのではないかと思います。少子化をど

うとらえ、国の役割についてはどのようにお考えなのか、厚生大臣に伺います。

この法律案の趣旨として、「総合的な少子化対策を推進する一環として」とあります。また、少子化に歯どめをかけるということもよく言われます。こうした考えから、国のために女は子を産むべきだといった人口政策の対象として女性を見ていると受け取る人も少なからずいます。

一九九四年にカイロで行われた国際人口開発會議で、日本も合意しているリプロダクティブヘルス・ライツ、生涯を通じた女性の健康・権利を守ることが人口問題への望ましい対応であるということ。すなわち、持ちたい人が持ちたい数の子供を安心して産み育てられるようにすること、あくまで女性には人口政策の対象ではなく、自己決定する主体であるという基本的な理解に欠けた政策がばらまきのに打ち出されていることが、少子化にますます拍車をかけることにつながっているのではないかと思います。厚生大臣はどのようにお考えでしょうか。

さて、児童手当法改正案の内容ですが、高齢者への対応に偏り過ぎている政策を子供にも対応したものにしようというところであれば、その点は評価できるという見方もあります。しかし、この改正案の内容は、多くの問題点を含んでいると言わざるを得ません。

まず、今回の見直しは当分の間の措置とされております。当時の与党三党の合意では、児童手当制度を少子化対策の柱として位置づけ、平成十三年を目途として、支給対象と年齢及び支給額の充実を含めた制度全体の抜本的な見直しを合意するとされているため、当分の間となったのでし

が、なぜ来年度抜本的な見直しをするのにこのような中途半端な改正を行おうとしているのか。また、来年度の抜本的見直しとの関係の明確な答弁もあわせて厚生大臣に求めます。

そもそも児童手当のあり方をしっかりと議論せずに、その場限りの増額を行うことがおかしいのです。児童手当法の第一条には、児童を養育している者に手当を支給することにより、家庭における生活の安定や、次代を担う児童の健全育成及び資質の向上に資することが目的とされています。実際には、月五千元で家庭における生活の安定や児童の健全育成、資質の向上に資するとは考えられません。

なぜ、どのような目的で児童手当を支給するのか、どのような効果が期待できるのか、広く国民の声を聞きながら根本の議論が必要なのに、そうしたことが行われていません。与党の間でも、突っ込んだ議論はなされていないように聞いていますが、厚生大臣の見解をお聞かせください。次に、支給の範囲を小学校入学前に拡大する点について伺います。

当初、公明党が出された案では十六歳未満となっていました。児童手当が子育てに伴う経済的負担を軽減するためであるならば、教育費などの負担のある学校に通っている子供を持つ家庭にも支給する必要があるのではないかと考えます。ヨーロッパの各国でも十六歳未満、十八歳未満という例が多くなっています。なぜ支給対象が六歳までなのか、厚生大臣に答弁を求めます。

この改正案では、児童手当の支給額は、現在と同じ、第一子、第二子については月五千元、第三子以降は月一万元となっています。この額は、例

えば第一子を比較しても、イギリスの一万二千元、ドイツの一万六千円、スウェーデンの一万九千円などに比べて低い額です。先ほどの児童手当の目的、そして各国との比較などから、厚生大臣は日本のこの額でよいとお考えなのか、伺います。

次に、所得制限について伺います。ヨーロッパの国々では、子供を平等に扱うという観点から所得制限はありません。また、後ほど伺いますが、今回の財源を年少扶養控除を引き下げることで賄うことなどを考えあわせると、所得制限を設けるのはおかしいとも考えられます。所得制限について、設ける理由、またその水準について厚生大臣の考えをお聞かせください。

この政府案では、新たに支給が拡大される部分の給付財源はすべて公費負担になっています。公費で賄うとすれば、公平に給付されるべきです。サラリーマン世帯と自営業者世帯とで所得制限額がなぜ異なるのでしょうか。サラリーマン世帯が年収六百七十万円であるのに、自営業者世帯は四百三十二万五千円で、所得制限に二百三十七万五千円もの差があります。なぜこのような差が生まれるのか、厚生大臣、理由を御説明ください。

現在の児童手当の費用負担は、サラリーマンの場合は、事業主が全体の七割を負担し、残りを国と地方が二対一の割合で負担しています。自営業者の場合は、国が三分の二、地方が三分の一を負担し、公務員の場合は、国、所属庁と地方が全額負担しています。今回の見直しで新たに給付される三歳から六歳についてはすべて公費で賄うとされています。事業主の負担についてどのような考え方に基づいて現在行われているのか、また見直し

し分についてはどうか、考え方を伺います。さて、今回の児童手当の見直しに当たって、政府は、その財源として十六歳未満の扶養親族の年少扶養控除を十万円引き下げる税制改正を予定しています。

この年少扶養控除は、昨年度の税制改正で子育て減税と銘打って十万円増額したばかりです。たった一年前に、政府は、児童手当の増額ではなく年少扶養控除の増額を選択しているのです。それを一年後の今回、十万円引き下げてもとに戻す、全く一貫性がないではありませんか。子育て支援として、税の控除であるのか手当の給付であるのか、基本的な理念が全くなじみません。今回の政策転換について、大蔵大臣から明確にお答えください。

しかも、六歳から十六歳までの子供がいる世帯や三歳未満の子供を持つ世帯にとっては、今回の見直し案では実質増税になります。子育てを支援するために経済的負担を軽減するということが児童手当の目的であることからすると、このように多くの世帯で増税になる制度変更は非常に問題だと考えます。こうした点についての大蔵大臣の御見解と、増税になる家庭にどのように一説明なさるのか、伺います。

子育て支援のために扶養控除と手当の給付のどちらが有効かという点ですが、扶養控除は収入が課税最低限以下の低所得者には恩恵がなく、また税額控除ではなく所得控除であるために収入が高いために有利な制度になっています。複雑になり過ぎている控除を廃止して手当を支給することは、合理的で公平な政策だと考えますが、大蔵大臣はいかがお考えでしょうか。

児童手当を拡充することは、あくまで子育て支援の一つの柱にすぎません。今申し上げた税の扶養控除が児童手当のような手当であるのかを含めて、子育てをする家庭で何を望んでいるのか、広く意見を聞き、議論をする必要があると考えます。

ある調査によりますと、若い女性の九割は子供が欲しいと考えているのに、これまでは官僚の皆さんが机上で考えている政策しか出ていないから出生率が下がりが続いているということになるのではないのでしょうか。

総理府の調査では、子育てのために必要な施策として、労働時間の短縮、育児休業制度の充実などを挙げる人が多く、児童手当などの経済的支援を求める声はむしろ少ないという結果が出ています。

子育て支援の総合的なビジョン、施策がまずあって、それでは児童手当はどうするのかと考えるのが順序だと思いますが、この点について厚生大臣の見解を伺います。

昨年、男女共同参画社会基本法が成立しましたが、日本では家事、育児、介護の九割は女性が担っています。また、報酬を得る有償労働と家庭内での無償労働の割合が日本の男性は十五対一と各国に比べて家族とのかかわりが極端に少なくなっています。

女性も男性も能力を生かして働きながら家族と向き合える、そういう労働環境を整えること。必要ときに男女ともに安心してとれる育児休業制度、多様なニーズにこたえられる保育サービス、子供が持てる広さの住宅、個性が大切にされる教育など、持たたい人が安心して子供を産み育てる

ことができるためには、総合的な制度、仕組みをつくり、そして意識を変えていくことが必要です。

当事者である若い人、子供を持ちながら働いている女性、専業主婦の女性あるいは産まないという決断をしている女性など、さまざまな考え方の女性たち、そして男性の声も広くしつかり聞いて総合的なビジョンをつくる必要があると考えますが、重ねて厚生大臣に伺います。

今回の改正について、中央児童福祉審議会の答申には、今後少子化対策としての効果、税制など他の施策との関連、財源のあり方などを含め、少子化対策全体の推進を図っていく中で十分な検討をすべきである、なお一部の委員より諮問に至るまでの経緯及び財源のあり方も含めた児童手当のあり方について十分な検討がなされたとは言えないことから反対であるとの意見があったと述べられています。

また、社会保障制度審議会の答申でも、児童手当の給付及び財源に関する根本的な検討が不十分なこと、今回の改正案における税負担と給付の配分の変化に問題が残ること等を考慮すれば当面の措置であるとしても問題なしとしない、今後少子化対策の体系的な検討の中で児童手当の具体的なあり方について雇用・賃金、税制等との関連にも留意しつつ速やかに検討を行うべきであるとしています。

この二つの審議会の指摘にどのようにこたえていくのか、政府の見解を最後に伺います。
何度も申し上げたように、児童手当は子育て支援の一つの柱にすぎません。全体のビジョンがない上に、財源などについて朝令暮改のばらま

きとしか言えない、問題の多い今回の改正案は余りに無責任であることを申し上げて、私の質問を終わります。(拍手)

(国務大臣丹羽雄哉君登壇、拍手)

○国務大臣(丹羽雄哉君) 小宮山議員にお答えいたします。

まず、少子化のとりえ方と国の役割についてどう考えているか、こういうお尋ねでございます。近年の急速な少子化の進展は、我が国の社会経済にさまざまな影響を与えることが懸念されております。社会全体で取り組むべき重要な課題であると考えておるような次第でございます。

このため、二十一世紀の我が国を家庭や子育てに夢を持てる社会とするため、福祉、雇用、教育、住宅などの分野における環境整備を推進していくことが政府の担うべき役割であると考えておるような次第でございます。

それから、女性のいわゆる自己決定への理解についてのお尋ねでございますけれども、政府といたしましては、結婚や出産を望む人がその希望を実現できるような環境整備を推進するという基本的な考え方に沿って少子化対策推進基本方針などを策定したところでございます。

今回の改正と抜本的見直しとの関係についてのお尋ねでございますが、今回の改正は、少子化対策の推進が喫緊の課題として求められている中で、新エンゼルプランの策定など総合的な少子化対策の一環として児童手当の拡充を図るものでございます。今回の児童手当のあり方につきましては、昨年末の与党合意を踏まえ、与党において協議されるものと承知をいたしておるような次第でございます。

それから四つ目でございます。児童手当のあり方、効果について広く国民の声を聞くべきなどの御指摘でございますが、今回の改正案を取りまとめるに当たりましては、与党における結論を踏まえ、幅広く国民の声にこたえたものであり、本法案については国会においても十分な審議をいただけるものと考えておるような次第でございます。

それから次に、支給対象年齢についてのお尋ねでございますが、今回の改正案は、義務教育就学の前後では子育てに伴う家庭の精神的、経済的な負担にも違いがあるという点を十分に考慮し、義務教育就学前までとすることとしたものでございます。

それから次に、手当額の水準についての御質問でございますが、今回の改正においては限られた財源の中で支給対象の拡大を図ることとし、支給額は従来どおりといたしておりますが、子育て家庭の経済的な負担を軽減することによって総合的な少子化対策の柱の一つとして位置づけることができるものと、このように考えておるような次第でございます。

それから、児童手当の所得制限についてのお尋ねでございますが、児童手当は、児童養育費がさほど家庭の負担と感じないような所得階層には所得制限を設けることとし、現在、支給率がおおむね七割となるよう限度額を設定していただいております。

また、自営業者などとサラリーマンとで所得制限の限度額が異なるのは、自営業者などとサラリーマンとの支給率に著しい格差が生じないよう所得制限の限度額の高い特例給付を設けたという経緯があるわけでございます。

それから、事業主負担についての御質問でございますが、児童手当制度の事業主負担というものは、児童手当が従業員に対する福利厚生の性格があるということから導入されたものでございまして、現行制度では総給付費の三分の二程度を事業主負担で賄っているところでございます。

そして、今回の改正案におきましては、現下の厳しい経済財政状況を踏まえまして年少扶養控除の見直しを行い、改正に要する費用は国、地方で負担することにしたような次第でございます。これによりまして公費で総給付費のおおむね七割を賄うことになるような次第でございます。

それから、子育て支援の総合的なビジョンが先にあるべきではないか、こういうようなお尋ねでございますが、政府といたしましては、少子化対策推進基本方針や新エンゼルプランを策定し、保育、雇用、教育、住宅などの分野における環境整備を行うことにいたしましたところでございます。このような総合的な少子化対策の一環として児童手当の支給対象年齢を拡大することにいたしましたものでございます。

それから、総合的なビジョンをつくるべきでないかというお尋ねでございますが、政府といたしましては、内閣総理大臣の主宰のもと各界各層の方々に御参加をいただいた少子化への対応を考える有識者会議からの提言を踏まえまして、少子化対策推進基本方針、さらに新エンゼルプランを策定したところでございます。

最後になりますけれども、関係審議会の答申への対応についての御質問でございますが、今後児童手当制度のあり方について検討する際には両審議会の御指摘を十分に踏まえてまいりたい、この

ように考えているような次第でございます。
以上でございます。(拍手)

(国務大臣宮澤喜一君登壇、拍手)

○国務大臣(宮澤喜一君) 昨年度創設をいたしました年少扶養控除の割り増し特例を今年度廃止したという点には一貫性がない、政策転換を行った理由は何かというお尋ねでございました。

この特例は、平成十一年度の税制改正におきまして、我が国における少子高齢化の進展という経済社会の構造変化のもとで子育て世帯への配慮として実施をいたしましたものでありますが、同じように、このたびのこの割り増しの特例を廃止して児童手当を拡充する、就学前の児童及び中低所得者層に重点を置くことにいたしましたことも、ある意味で子育て世帯の経済的負担の緩和のための施策という基本的な考え方に基づいているという点は、考え方は従来と変わっていないというふうに思います。

問題は、おっしゃいますように、多くの世帯で増税となるではないかと。確かにこれによって増税になる世帯と減税利得を受ける世帯とが分かれることになりましたが、十一年と十二年の単年度で比較をいたしますと、六歳以上十六歳未満の扶養親族を有する方々、あるいは児童手当の所得制限を超えてしまつて、つまり児童手当は失格する、そういう方々には児童手当の支給がないわけでございますから、そういう方々は今回の措置によって負担増となります。

他方、子育てについて相対的に負担感が大きい段階にあると考えられます義務教育就学前の扶養親族を有する方、あるいはもとより扶養控除等の税制上の措置に均てんしていない非納税者、ある

いは中低所得者に対しては児童手当の拡充によってそれだけ財政資金が手厚く配分されることになると、負担のふえる世帯とそうでない世帯とが分かれてきますが、それはそのような政策の目的意思によるものというふうにご理解をお願いしたいと思います。

ただそこで、おっしゃいますように、この問題は、その次にお出しになりました問題に実は深く関係をしております。つまり、今、小宮山議員のおっしゃったことは、扶養控除というものは、基本的には所得の高いほど所得控除でございますと有利でありますから、控除というものを廃止して手当を支給することの方が合理的で公平ではないかという、こういう御所論を展開されたわけでありま

す。確かにこの点は国によって違つておりまして、アメリカなどは児童手当というものはございまして、全部税制で行われている。それからイギリスは、また不思議なことに児童手当だけがありまして、税制の控除というものはありません。ドイツは選択制になっておりますし、フランスは併用というふうなことであります。どちらかというと我が国は併用という形に今なつておるわけです。

それで、これは将来の問題に展開していくことになると思いますが、控除というものは廃止した方がいかんということになりますと、税の方から申しますと、納税者本人の世帯構成によってやはり拒絶力に及んだ調整が要るのではないかと。それが基礎的な人的控除という観念でありますけれども、それによって累進的な負担を求めていくという考え方でありますが、納税者に扶養親族がいる場合にはその人数等に及んだ扶養控除を適用す

る、そういう形で税負担に考慮をしている。ですから、控除というのにもいろいろございまして、いろいろな種類の控除がございまして、控除そのものについて殊に今の児童手当との関連で御議論があることは、私は各国の様子を見ましても確かに一つの御議論であらうと。ただ、税だけの立場からいいますと、扶養控除を全部手当に切りかえてしまふということは、控除の持つてくる税負担の調整機能が失われるという問題がございまして、これはこの点でまた御議論をいただかなければならないのではないかと。

各国でやっておりますことにもかんがみまして、この扶養控除あるいは児童手当のあり方というものは、所得控除全体の見直しそれから社会保障制度のあり方との関連等々、今後いろいろ御議論になることと思ひますし、私どもも慎重に検討してまいりたいと思つております。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) 沢たまき君。

(沢たまき君登壇、拍手)

○沢たまき君 私は、公明党・改革クラブを代表して、ただいま議題となりました児童手当法の一部を改正する法律案に対し質問いたします。

少子化対策につきましては、政府においても、現在、有識者会議の提言を受けて少子化対策推進基本方針が定まり、ようやく本格的に取り組み始めたところと理解しております。したがって、今後は、少子化対策をいかにしたら国民的運動にまで高めていくことができるかが極めて重要であります。

しかし、女性の立場から見ますと、今なお古い価値観と力学が深く浸透しており、少子化イコ

ル女が子供を産まない、あるいは子育ては女が行うものといった誤った認識がまだ根深く存在することも否定できません。

少子化のもたらす悪影響については、未来社会、次の世代にいかなる負担と混乱と不安を与えるのか、現在の世代にはその痛みが見えませんが、私たちが最も留意すべきは、次の世代の子供たちが現在の政治に対し何ら要求できないという事実であります。私たち政治家は、この届かない声を的確に把握し、こたえていかなければいけない責任があります。

公明党が、むだゼロ、こみゼロ、エゴゼロの三ゼロ運動を提唱し、推進しているのも、次の世代にすばらしい日本を残す責任がある、次の世代に対する負担を共有しなければならぬという深い思いからであります。

そこで、まず最初に、現在の世代の次の世代に対する責任について、厚生大臣に御見解を承りとう存じます。あわせて、少子化対策の目標とすべき未来像について、国民にわかりやすい形で示したいだけばと存じます。

以下、具体的事項について伺つてまいります。最初に、本法律案の児童手当について伺ひします。

公明党は今日まで、少子化対策として、育児休業手当の四〇％への引き上げ、奨学資金の拡充等、幅広い観点から施策を推進してきたところであります。今回の改正については高く評価し、政府関係者の御努力に対し心より敬意を表します。

その一方で、我が国の児童手当の水準は、諸外国の児童養育費に対する所得保障と比較すると、まことに低いレベルにあります。平均的勤労世帯

の児童給付費の対年収比は、多くの国において一〇％から二〇％となっております。特にベルギー、アイスランド、オーストリアでは二〇％を超えております。ところが、我が国はわずか二・一％であります。児童手当がばらまきだという批判は、この数字を見ただけでも全く当たらないと言わざるを得ません。

また、欧州では、年少扶養控除と児童手当を統合して、児童手当の直接給付に移行しています。その背景は、累進課税方式のもとでは、所得が高ければ高いほど税制の年少扶養控除の額が大きくなる一方で、課税最低限以下の家庭はその恩恵を全く受けることができません。また、所得が低い家庭はその恩恵を十分に受けることができず、児童養育費の不公平が生ずるという欠点を有していることです。

さらに、税制上の年少扶養控除のみでは児童養育費が低額に抑え込まれるということも指摘されており、扶養控除を取り入れている日本とアメリカにおいて児童養育費が低いレベルにあるのはそのためであると言われております。

全国婦人税理士連盟は、扶養している子供の費用について、児童手当による直接給付の方が税控除制度より効果的であると明言しております。今や児童養育費に係る施策は、扶養控除のみに固執することなく、幅広い視点で取り組むべき課題であります。

また、児童手当に所得制限を課している例は諸外国では見られず、支給対象児童の年齢も十六歳ないし十八歳までが常識となっております。

公明党は早くから、支給対象を十六歳未満まで拡大すること、支給額の増額、所得制限の撤廃を

内容とする新しい児童手当制度の創設を強く主張してまいりました。

今回の改正案は当分の間の措置とされておりますので、できれば平成十三年度から本格的な児童手当制度が実施されるよう、政府において速やかにその準備に取り組まれることを強く要望いたします。

新しい児童手当制度の実現に向けての厚生大臣の御決意をお伺いいたします。

あわせて、児童手当の財源として年金積立金を活用し、児童手当を公的年金から給付することの是非について、お考えをお伺いいたします。

また、児童の養育費に対する施策のあり方について、世界の流れとも言える税制上の優遇措置から直接給付への統合、移行について、大蔵大臣のお考えをお伺いいたします。

次に、昨年、与党三党合意により少子化対策臨時特例交付金の実現いたしました。このたび厚生省よりすばらしい事例集が発表され、地方公共団体において目をみはるような効果的な少子化対策が実施されていることが紹介されております。

都内のある中学校では、空き室を利用して保育園を分園方式で開設し、待機児童の解消を図るという先進的取り組みが行われています。私も視察してまいりました。中学校の先生方も、中学生がよきお兄さん、お姉さんぶりを発揮し、園児の運動会に積極的に協力するという麗しい光景が見られ、いじめ等もなくなったと話されるなど、大変喜ばれていました。

また、通常の幼稚園に加えて、延長保育、預かり保育、乳幼児保育、小学校三年までの学童保育の四つの保育形態をあわせ持つ幼稚園も視察して

まいりました。ここではお母さん方から、兄弟と一緒に帰ることもでき親も子供も安心できる、違う年齢の子供とも交流ができる、こんな理想的な施設が欲しかったと、これもまた大変喜ばれていました。

私は、国と地方が協力しての少子化対策こそ効果的であり、この少子化対策臨時特例交付金取組事例集を精査することによってすばらしいものを全国に広めることは大変意義深いものがあると思います。

厚生大臣、文部大臣の御見解をお伺いいたします。

次に、小児医療について伺います。

今日、すべての都道府県で乳幼児医療の無料化が実現いたしました。市町村によっては就学前まで無料化が進んでいるところもあります。しかし、難病のお子さん以外は国からの手当ては何も行われておりません。国が積極的にリードして、就学前の児童の医療費無料化の実現を目指すべきだと思います。厚生大臣の御見解をお伺いいたします。

関連して、近年、小児科医の減少傾向が大変心配されています。今回、臨床研修の必修化に伴い、小児科研修をぜひ強化していただきたいと思っております。

さらに、九九年から小児救急医療支援事業を予算化したしましたが、医師の輪番制が存続できないなどの苦情もあり、ぜひ補助金の増額をお願いいたします。

また、小児用医薬品が少なく、保険適用外の使用が広く行われております。問題解決のために、行政、製薬会社、小児科医が一体となって取り組

む体制を早急に確立すべきだと思います。以上、小児医療対策の三点について、厚生大臣にお伺いいたします。

最後に、育児負担軽減対策について伺います。

最近、イギリスではブレア首相が育児休暇をとるべきか否かで注目を集めました。実際にブレア首相が育児休暇をとるかどうかは御本人の判断次第であります。首相の育児参加が国民の話題になることでどれだけイギリスの女性が励まされていることか、私はイギリス国民の意識の高さをうらやましく思います。

ところで、我が国における平成八年度の育児休業の男女の取得状況は、女性が九九・二％、男性はわずか〇・八％となっております。

そこで、私は、民間労働者でも有給休暇の時間単位取得ができるよう強く要望いたします。

現在、国家公務員は一日単位、半日単位、時間単位で有給休暇の取得が認められております。しかし、民間労働者には認められておらず、官民格差の一つでもあります。

日本の男性は外国と違って兵役義務もない平和な日本です。せめて育児期間中は男性が時間単位の有給休暇を取得し、保育所の送迎を手伝い、女性の負担軽減を推進すべきだと思います。労働大臣の御見解を伺って、私の質問を終わります。(拍手)

(国務大臣丹羽雄哉君登壇、拍手)

○国務大臣(丹羽雄哉君) まず、少子化対策について次世代への責任や目標とすべき未来像のお尋ねでございますが、近年の急速な少子化の進行は、我が国の将来にさまざまな影響を与えることが懸念されております。少子化への対応は、私ど

もが社会全体で取り組むべき問題、重要な課題である、このように考えているような次第でございます。

そこで、政府といたしましては、二十一世紀の我が国を、若い男女が明るい家庭をつくり、子育てに夢や希望を持つことができる社会とすることを目指してまいります。このため、少子化対策推進基本方針の策定や新エンゼルプランの策定など、総合的な少子化対策を推進してまいりたいと考えております。

次に、新しい児童手当制度の実現についてのお尋ねでございますが、児童手当制度のあり方につきましては、昨年末の与党合意において、財源や費用負担のあり方についても総合的に検討する、こういうこととされておるわけでございます。

私といたしましては、少子化対策としての効果、税制などほかの施策との関連、さらに具体的財源確保の方策などにつきまして十分に留意しながら、与党の協議も踏まえつつ検討する必要がありますと考えておるような次第でございます。

また、年金積立金の運用益を児童手当の財源の一部に充てるという御意見につきましては、将来世代の保険料の軽減に充てるという積立金の性格との関係などから、私は慎重に検討する必要があります、このように考えているような次第でございます。

次に、少子化対策臨時特例交付金の取組事例集についてのお尋ねでございますが、今回の交付金は、それぞれの自治体の実情に応じた創意工夫ある幅広い取り組みを支援する初めての試みでございます。これによりまして、およそ三万八千人の保育所待機児童の解消が見込まれるなど、効果が

着実に上げられている、このように確信をいたしておるような次第でございます。

御質問の事例集は、およそ三百の自治体のさまざまな取り組みを取りまとめたものでございまして、すべての自治体に配付し、その活用をお願いしたところでございます。厚生省といたしましては、今後の施策の推進に当たり十分に参考にしてまいりたい、このように考えているような次第でございます。

それから、就学前児童の医療費無料化についてのお尋ねでございますが、私は、昨日の予算委員会でも申し上げたわけでございますが、医療費につきましては、医療を受ける者と受けない者との均衡、バランスという観点などから、受診者に一定の御負担をいただくというのが原則になっておるわけでございます。

就学前児童の医療費一般につきましては、各自自治体が何らかの助成措置を行っていることは十分承知いたしておりますが、国といたしましては、新たな特別対策を講ずることは現在のところ考えておりません。

小児医療についてのお尋ねでございますが、小児科研修の強化につきましては、今国会に臨床研修の必修化について関連法案の御審議をお願いいたしているところでございます。小児科研修の強化という御指摘の点も踏まえまして、検討会を設置し具体的な検討を進めていきたい、このように考えているような次第でございます。

それから、小児救急医療支援事業につきましては、今年度は補助対象箇所数をふやすなど、予算額の増大を図ったところでございます。最後にありますが、小児科医薬品につきまして

は、海外を含めました臨床データを利用することによりまして承認を取得しやすくしておりますが、さらに小児科にも使える承認取得の促進について検討し医薬品の適正使用を進めてまいりたい、このように考えているような次第でございます。

以上でございます。(拍手)

(国務大臣(宮澤喜一)君登壇、拍手)

○国務大臣(宮澤喜一)君 児童養育に対する措置について、税制から直接給付へ統合、移行するということについてどう考えるかというお尋ねでございます。

児童手当のあり方につきましては、昨年末の与党合意がございまして、社会保障制度全般にわたる改革の方向との整合性及び扶養控除の見直し等、税制のあり方との関連に十分留意するとともに、その財源及び費用負担のあり方についても総合的に検討することとされておると承知をいたしております。この問題は今後、与党間においてこうした趣旨を踏まえましていろいろな検討が行われるものと考えております。

先ほども小宮山議員に申し上げましたが、この問題につきましては先進、先進と申しますか各国間で制度がまちまちになっております。控除だけでいく国、あるいは手当だけでいく国、選択、併用。またイギリスは、今まで手当のみでございしたが、児童税額控除というものを将来やろうかという、そういう計画になっておるとも聞いております。それから、この制度をどうするかということ、は、今後、税制の観点からも社会保障の観点からいろいろな御議論になることであらうというふうに考えております。

ただ、税制だけから申しますと、各種の控除がございまして、扶養控除を廃止、縮小いたしますと、扶養親族があるないでこれ世帯構成に配慮した税負担の調整をしておるわけでございますので、その機能が失われる、あるいはその他の人的控除とのバランスをどうするかという、税制そのものにまたそういう問題がございまして、それらを含めまして、将来やはりいろいろな御議論があり、検討が行われていくことになるのではないかと、そのように考えております。(拍手)

(国務大臣(中曾根弘文)君登壇、拍手)

○国務大臣(中曾根弘文)君 沢たまき議員にお答えいたします。

少子化対策についてのお尋ねでありますけれども、文部省では、幼稚園教育の充実を図るとともに、近年の少子化の状況を踏まえ、保護者や地域の多様なニーズにこたえるために、預かり保育や子育て支援事業、幼稚園と保育所の施設の共用化、学校の余剰教室を活用した保育所や放課後児童クラブの整備などを推進しているところであります。また、少子化対策臨時特例交付金を活用いたしまして預かり保育のための施設整備などが行われているところであります。

さらに、本年四月の中央教育審議会の「少子化と教育について」の報告を踏まえ、幼児教育に関する各般の施策の総合的、体系的な推進、高校生の幼稚園、保育所等での保育体験学習の充実などに取り組んでまいります。

以上でございます。(拍手)

(国務大臣(牧野隆守)君登壇、拍手)

○国務大臣(牧野隆守)君 有給休暇の時間単位取得に関するお尋ねです。

一昨年十二月の少子化への対応を考える有識者会議の提案でもこの点に言及されていることは承知いたしております。

年次有給休暇は、労働者の心身の疲労の回復などを目的とすることから、労働日単位の付与を原則としております。この観点からは、早退などに時間単位に細分して充当させることは本来予定しているところではありません。しかしながら、御提案について、労使間でその導入について御検討いただきたいと、このように考えております。

なお、イギリスのブレア首相の育児休業取得をめぐる御発言がございましたが、我が国では、男女を問わず、労働者が育児休業を取得できる制度となっておりまして、その積極的な周知、定着を図ってまいりたい、このように考えております。

(拍手)

○議長(斎藤十朗君) 堂本曉子君。

〔堂本曉子君登壇、拍手〕
○堂本曉子君 堂本曉子です。参議院クラブを代表して、児童手当法の一部を改正する法律案について質問いたします。

私は、若いカップルが楽しく、そして自信を持って子育てができることが何より大事だと考えています。その意味で児童手当の拡充は前向きな政策と考えていますが、同時に、公平性や財源などが問題として指摘されています。そこで、児童手当と包括的な少子化対策のあり方、社会保障制度と税制の関係などについて、厚生大臣、文部大臣、大蔵大臣にお尋ねいたします。

まず、新エンゼルプランとあわせて、今回の児童手当の改正案は、総合的な少子化対策の重要な

柱と位置づけられています。そこでまず、少子化対策について伺います。

少子化対策推進基本方針を見ると、安心して子供を産み、ゆとりを持って健やかに育てるための家庭や地域の環境づくりを基本的な施策として挙げています。しかし残念なのは、そのすべてが妊娠後あるいは出産後の子育て支援策ということことです。子供が生まれる前の女性の健康に関する包括的な施策がありません。また、子供を産みやすい経済的・社会的環境をつくるための施策が見当たらないのはなぜでしょうか。

九八年度の厚生白書によると、予定していなかった、あるいは時期が早かったなどの理由で、意図しない妊娠が四例に一例、つまり二五%を占めているということとです。そして、厚生白書はさらに、こうした状況を解消するためには、望むときに出産できるための必要な福祉サービスや情報の提供が必要だとしています。

望まない妊娠は児童虐待にもつながると言われております。望まれて生まれてくる子供がふえることこそが健全な社会を実現するのだと考えます。女性の健康に関する施策の充実について、厚生大臣の御所見を伺います。

次に、少子化対策推進基本方針は、少子化の原因の一つは、仕事と子育ての両立が女性たちの負担になってきていることだとしています。それを解決する施策として固定的な性役割分業の是正を挙げているのです。夫は仕事、妻は家庭という性役割分担の強化によって、母親一人に育児が押しつけられているという母子密着を解決するというところであります。

社会保障制度審議会の調査によると、児童手当

などの経済的な支援を求める女性は一〇%、一方で保育所の充実が五三・五%、育児休業制度の充実が五四・六%、労働時間の短縮は六二・七%となっています。つまり、仕事と子育ての両立をしやすい環境づくりを強く求めていることが明らかです。この状況を改善するには、つまり男性と女性が対等なパートナーとして、家事、育児、介護などを担うことです。固定的な役割分業の解消は、年金制度などその他の社会保障制度の抜本的な改革なしには実現できないと私は考えています。厚生大臣の御所見を伺います。

そして三番目に、厚生大臣に伺いますが、核家族化は今や社会の趨勢です。大家族の時代に逆戻りすることはないでありましょう。地域社会を時代に即して活性化し、新しい形で地域ぐるみの子育てを進める必要があります。例えば、地域の子育てセンターとして保育所を機能させたり、あるいは地域の高齢者と子供たちが触れ合う場をつくることなどです。必要に応じて新エンゼルプランと新ゴールドプランの有機的な統合を行うことが必要だと考えます。

こうした施策によって、子供たちを育てやすい地域環境がつけられ、結果として出生率が向上することが理想だと考えます。厚生大臣の御所見を伺います。

次に、文部大臣に伺います。
新潟での長期監禁事件や桶川でのストーカー殺人事件など、女性に対する暴力や性犯罪が社会問題としてクローズアップされています。

このような社会問題の背景には、幼児期からの教育が知育に偏っていることがあるのではないのでしょうか。幼いときから男女の児童生徒が全人的

にお互いを認め合う豊かな関係を築いていくという、人間教育の充実こそが総合的な少子化対策における基本ではないかというふうに考えます。大臣の御所見を伺います。

次に、大蔵大臣に伺いますが、財源についてです。
昨年、子育て減税の名目で実施したばかりの年少扶養控除を廃止するという、同じ子育て世帯に実質上の増税をすることで児童手当拡充の財源を確保しました。児童手当が少子化対策の中核的な施策であるのであれば、不適切なやり方ではないでしょうか。もっと大きな財源を堂々とお出しになるということだとして可能だと思います。大蔵大臣に伺います。

次に、公平であるべき社会保障制度の一つである児童手当の改正に当たって、制度の不公平性が指摘されているのは大変遺憾なこととです。その原因の根は大変に深く、社会保障制度と税制のあり方にも関係があると考えています。

大企業による男性社員員の安定雇用という社会産業構造の崩壊、そして世界でも例を見ない急速な少子高齢化という人口構造の大きな変化が起きています。一方で、労働人口の半分を女性が占めるようになっています。このような状況にあって、もはや従来の税制は時代に合わなくなっている点が多いところではないでしょうか。その税制を根拠に児童手当などの社会保障制度がつけられているからこそ不公平感が生まれてくるのだと考えます。

問題の核心は、税制が非常に複雑で把握しにくいものになっていることです。複雑過ぎる税制を見直し、だれにとってもわかりやすい透明性のあ

平成十二年四月二十六日 参議院會議録第二十号

児童手当法の一部を改正する法律案(趣旨説明) 刑事訴訟法及び検察審査会法の一部を改正する法律案、犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律案及び犯罪被害者基本法案(参第一〇号)(趣旨説明)

八

る単純なものにすべきだと考えます。

今回の児童手当拡充における不公平感、サラリーマンと自営業者の間に横たわる所得捕捉の格差、大企業と零細企業のサラリーマンの格差、そして固定的な性別役割分担などという問題が原因となっていると言えます。それは税制の抜本的な改革によって初めて解決されるのだと思いますが、大蔵大臣の御所見を伺いたく存じます。

一九七四年から完全実施された児童手当制度は、その後何度も改正を重ね、現在では子育て費用の負担の公平化と子育て支援の基盤整備の促進を統合する役割が期待されています。このように、児童手当の社会保障としての位置づけを一層明確にし、二十一世紀における児童福祉のあり方を展望すべきだと考えております。

以上で質問を終わります。(拍手)

(国務大臣丹羽雄哉君登壇、拍手)

○国務大臣(丹羽雄哉君) 堂本議員にお答えいたします。

まず、女性の健康施策についてのお尋ねでございますが、少子化対策といたしまして、安心して妊娠・出産できる環境整備を行うことは重要であると考えており、少子化対策推進基本方針の中に、思春期における健康教育の推進などの妊娠・出産前の施策について盛り込んだところでございます。

今後とも、議員御指摘の女性の健康施策について積極的に取り組んでいく決意でございます。

それから、男女の固定的性別役割分担の解消についてのお尋ねでございますが、男女共同参画社会の形成は少子化対策の推進に当たっての重要な視点であると、こう考えておるような次第でございます。

います。性別役割分担の問題は、幅広い制度や、どちらかというとこれまでの慣習なども決して無縁とは言えないものでございますが、社会保障のみならず、雇用、教育などさまざまな分野における施策を推進し、その効果が上がるように努力していく決意でございます。

最後でございますが、子育て支援策における地域社会の役割に関する施策の展開についてお尋ねでございます。

少子化への対応は社会全体で取り組むべき課題であり、家庭や職場とあわせて地域社会の果たすべき役割はますます大変重要であり、影響がある、このように考えているような次第でございます。

そこで、厚生省といたしましては、新エンゼルプランなどに沿って、全国三千カ所の地域子育て支援センターの整備であるとか一時保育の推進など、多様な需要に対応できる子育て支援の拠点づくりや、母子保健医療体制の整備など、幅広い対策を進めることにいたしたいと思っております。以上でございます。(拍手)

(国務大臣中曽根弘文君登壇、拍手)

○国務大臣(中曽根弘文君) 堂本議員にお答えをいたします。

幼児期からの人間教育の充実が少子化対策において占める重要性についてのお尋ねでございますが、幼児期における男女平等教育の充実是非常に重要であると思っております。このため、乳幼児期から男女共同参画の考え方が子供たちに身につくように配慮していくことが大切であると考えております。

具体的には、平成十二年度より、幼児期から男

女共同参画の視点に立った教育を家庭及び地域で推進するため、ゼロ歳からのジェンダー教育推進のモデル事業を実施することとしております。また、学校においては人間尊重、男女平等を基盤として、子供が健全な異性観を持ち、これに基づいた望ましい行動がとれるように指導してまいります。

今後とも、昨年十二月に決定されました少子化対策推進基本方針を踏まえつつ、男女共同参画を推進する教育、学習の充実に努めてまいります。(拍手)

(国務大臣宮澤喜一君登壇、拍手)

○国務大臣(宮澤喜一君) このたびの児童手当拡充につきまして、先ほどからいろいろ御批判をいただいております。

まず、平成十一年度と十二年度の政策の一貫性を欠いておるのではないかと御批判、あるいはまた、もっとはつきり直接給付の方に統合をすべきではないかという御意見、ただいまはまた、堂本議員からは、考えはいいことだが財源の出どころが悪いという、そういう御批判でございます。

実は、先ほど御紹介いたしました与党合意が予算編成の最終段階で行われまして、これを予算化したため同種の政策目的を持った措置と振りかえたと申しますか、そういういきさつがございます。それから、もう一つ、どうも特例公債を出さなきゃいけないという、そういう事情がございましたことを、まあいいとは決しておっしゃいませんと思っておりますが、御理解をいただきたいと思っております。

結局、しかし、先ほど申しましたように、これ

は各党の合意もありまして、先々いろいろに展開をする問題である、そういうことは私どもも検討をいろいろいたしております。

それから、税制の不公平感につきまして、仰せになるとおりだと思います。社会保障制度は国民生活の安定のための公的給付等を行う制度であり、税制はそのサービスのための財源を調整するということ制度でございます。おのおの絡み合うところもございまして、今後の税制の抜本的改革につきまして、社会経済の変化、少子高齢化の実態など、いろいろ国民的な議論をよく考えながら検討いたさなければならぬ。御指摘のとおり考えております。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(斎藤十朗君) 日程第二 刑事訴訟法及び検察審査会法の一部を改正する法律案、犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律案及び犯罪被害者基本法案(参第一〇号)(趣旨説明)

三案について、提出者から順次趣旨説明を求めます。白井法務大臣。

(国務大臣白井日出男君登壇、拍手)

○国務大臣(白井日出男君) 犯罪被害者等の保護を図るための二法案について、一括してその趣旨を御説明いたします。

近時、我が国では、犯罪による被害者の問題に対する社会的関心が極めて大きな高まりを見せており、被害者やその遺族に対する配慮とその保護のための諸方策を講じることが喫緊の課題となっ

ております。

刑事手続の分野における被害者等に対する配慮及び保護の問題としては、強姦罪等の被害者が公開の法廷で被告人等の面前で証人尋問を受けることにより精神的苦痛を受け、いわゆる二次的被害に遭うことがあること、親告罪である強姦罪等については、当該犯罪によりこうむった精神的ショックのため短期間では告訴の意思決定が困難な場合があること、被害者等が公判廷で被告事件について意見を述べたいと希望することがあること等が指摘されているところであり、刑事手続において、被害者の心情及び名誉に適切に配慮し、かつこれを尊重する必要があります。

また、被害者等は被害に係る刑事事件の審理の状況及び内容について深い関心を有するとともに、これらの者の受けた身体的、財産的被害、その他の被害の回復には困難を伴う場合があることにかんがみ、刑事手続に付随するものとして、被害者等の心情を尊重し、かつその被害の回復に資するための措置を定め、もってその保護を図ることも必要であります。

そこで、この二法案は、このような状況を踏まえて、犯罪被害者等の保護を図るための所要の法整備を行うとするものであります。

まず、刑事訴訟法及び検察審査会法の一部を改正する法律案の要点を申し上げます。

第一は、刑事訴訟法の改正であり、次の点を主な内容としております。

室させ、テレビモニターを通じて証人尋問を行ういわゆるビデオリンク方式による証人尋問を導入し、その証人尋問の状況を記録した記録媒体がその一部とされた調査に証拠能力を与えることとなります。その二は、親告罪である強姦罪等の告訴期間の制限を撤廃することとなります。その三は、公判手続において被害者等による意見の陳述を認めることとなります。

第二は、検察審査会法を改正して、審査申立権者の範囲を被害者の遺族に拡大すること及び審査申立人による検察審査会への意見書または資料の提出を認めることとなります。

次に、犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律案の要点を申し上げます。

第一は、裁判長は、被害者等から申し出があるときは、申し出をした者が刑事事件の公判手続を傍聴できるよう配慮しなければならないとするものであります。

第二は、被害者等から損害賠償の請求など正当な理由に基づき刑事事件の訴訟記録の閲覧または謄写の申し出があり、相当と認めるときは、刑事事件の係属中であっても裁判所は、申し出をした者にその閲覧または謄写をさせることができるとするものであります。

第三は、被告人と被害者等は、両者の間における被告事件に関連する民事上の争いについて合意が成立した場合には、刑事事件の係属する裁判所に對し、共同して当該合意の公判調査への記載を求める申し立てをすることができ、その合意が公判調査に記載されたときは、その記載は裁判上の和解と同一の効力を有するものとし、被害者等は

被告人から債務の履行がない場合には、別に民事訴訟を提起することなく、当該公判調査により強制執行の手続をとることを可能とするものであります。

以上がこれらの法律案の趣旨であります。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) 江田五月君。

(江田五月君登壇、拍手)

○江田五月君 犯罪被害者基本法案につき、発議者を代表して、その趣旨と内容の概要を説明します。

我が国では、長い間、犯罪被害者等は二十年前に創設された犯罪被害者給付金支給制度以外には法制度による保護がなく、精神的にも経済的にもいわれなき苦しみ味わわれてきました。最近、特にサリン事件以来、犯罪被害者の置かれて

いる状況が広く世間に認識されるようになり、また被害者を支援する自主的な組織が各地に設立されるなど、ようやく犯罪被害者の支援について国民的な取り組みが始まりました。そして、実情が明らかになればなるほど被害者の悲惨な状況が浮き彫りになってきました。

刑罰権の行使は、各国とも国家によって独占され、個人による復讐は禁止されています。我が国の刑事司法も被疑者、被告人の人権を保障しながら、当事者主義の構造で事案の真相を解明し、犯罪者への適正な科刑を実施することになっていま

す。これによって、法秩序の維持を図るという制度のあり方は十分理由のあることです。しかし、この手続のなかで、犯罪被害者等の保護や利益擁護を図ることはもとと無理がありました。

このことは国際社会でも問題とされ、一九八五年十一月には国連総会で国連被害者人権宣言が採択されました。我が国では、欧米諸国に比べ立ちおくれが指摘されてきましたが、今回やっと政府から犯罪被害者保護関連二法案が提出されました。これは、確かに我が国の犯罪被害者対策の第一歩となるものではあります、やはり公判手続の手直しにすぎません。

犯罪被害者の直面する困難は、精神的、経済的に多面にわたります。これに対応するには、今回の政府案を超えて、刑罰権行使手続の中での配慮とは別個に必要な施策を包括的に確立する新しい制度が必要です。その制度のもとで、犯罪被害者対策を国民も政府も一緒に、また関係省庁の有機連携のもとに総合的に推進していくことが求められています。

そのためには、基本理念や国や地方公共団体の責務等を明記した基本法を制定することが必要なのです。基本法の制定は、被害者団体、被害者支援団体、そしてこの問題に精通する学者、弁護士らの長年の悲願です。私たちは、犯罪被害者等が、個人の尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい処遇が保障されるよう、犯罪被害者等支援対策を総合的に推進し、犯罪被害者等の福祉の増進に寄与するため、ここに犯罪被害者基本法案を提出いたしました。

以下、本法律案の内容の概要につき説明します。

第一に、この法案は、国と地方公共団体に、犯罪被害者等が受けた被害の回復及び犯罪被害者等の社会復帰を支援する責務があることを明らかにし、犯罪被害者等の支援対策を総合的に推進し、

もって犯罪被害者等の福祉の増進に寄与すること
を目的としております。

第二に、基本理念として、一、すべて犯罪被害者等は個人の尊厳が重んぜられ、犯罪被害者の状況等に応じた適切な処遇を受ける権利を有する、二、何人も犯罪被害者等の名誉及び生活の平穩を害してはならないとの二点を掲げています。

第三に、国は、総理府に設置される犯罪被害者等支援対策審議会の意見を聞いて、支援の基本計画を定めなければならないとしております。

第四は、国と地方公共団体の基本的施策についてであります。国は、相談、指導、給付金、損害賠償についての援助等、安全及び生活の平穩の確保、刑事手続に関する適切な取り扱い、関係者に対する訓練及び啓発、国民に対する教育及び啓発、調査研究の推進、民間の団体に対する支援及び施設等の整備を行うものとし、地方公共団体は、国の施策に準じた施策及びそれぞれの地域の状況に応じた施策を実施するものとしています。

さらに、その他所要の規定の整備を行うこととしています。

以上がこの法律案を提案した趣旨と内容の概要です。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願いいたします。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。発言を許します。

千葉景子君。

(千葉景子君登壇、拍手)

○千葉景子君 私は、民主党・新緑風会を代表して、ただいま議題となりました内閣提出の刑事訴

訟法及び檢察審査会法の一部を改正する法律案、犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律案、民主党提出の犯罪被害者基本法案について質問いたします。

これまで犯罪被害者は、我が国の刑事司法手続が国家刑罰権対象者・被告人という構造を前提に制度化されていることから、捜査や裁判の参考人か証人として扱われることはあっても、主体的に刑事手続に参与する法的地位は与えられていませんでした。被害者として、犯罪に関しては相対する当事者であるにもかかわらず、法制度では蚊帳の外に置かれ、精神的にも経済的にも苦痛を強いられてきた状況が今広く認識され始めています。

今回の政府案は、刑事手続における被害者の取り扱いを規定したもので、犯罪被害者の法的地位を明確にする第一歩として歓迎したいと思えます。

しかし、これはあくまで第一歩であり、「すべて国民は、個人として尊重される」と規定した憲法十三条、生存権や国の社会保障義務を規定した憲法二十五条に照らして考えると、いまだ十分な位置づけがなされているとは言えません。また、国連においては一九八五年に、被害者のための司法の基本原則宣言、いわゆる犯罪被害者人権宣言を採択していますが、政府案及び政府が進めている対策はこの宣言から見るとまだまだ不十分であります。

民主党案は、犯罪被害者の人権保障を土台に据え、被害者が犯罪に遭ったときから被害回復を図り、社会復帰するまでのすべての段階で必要とされる施策や法制上の措置などを総合的に実施する

ための基本方針が示されたものですが、政府としてもこうした基本法制定を念頭に置いておられるのか、まずお伺いいたします。

曰井法務大臣は、衆議院本会議において、基本法の必要性は、種々の個別具体的な施策を講じていく中で、総合的な見地から検討するのが適当であると考えております。今回の法案に盛り込まれていない点についても、議論が熟したもののから適切に対応してまいりたいと述べられています。

しかし、総合的なビジョンをまず提示すること、個別具体的な施策に方向性を与え、議論をリードしていくのが政治の役割であり、政治家たる大臣の御任務ではないでしょうか。曰井法務大臣の御決意をお聞かせください。

関連して、民主党の発議者にお伺いいたします。

基本的な人権の歴史を振り返ってみますと、十九世紀は国家からの自由を追求し、二十世紀にはそれに加え国家による自由が求められてきました。刑事訴訟法は、いわば十九世紀的自由権の世界とも言えます。二十世紀最後の年によく二十世紀の視点が盛り込まれることになったわけですから、

ところが、時代は既に先を行っています。国家刑罰権に対し被疑者、被告人及びその弁護人が対決するという構造から、国家と加害者、被害者が当事者として司法にかかわり、加害者、被害者の両者がともに社会復帰を果たせるようにすること、正義を実現する回復的司法ともいえるべき考え方が世界の潮流ともなっています。

民主党の発議者は、こうした考え方をどのように評価されていますか。基本法にはこ

の二十一世紀的とも言える考え方が反映されているのでしょうか。御所見をお示しく下さい。

また、犯罪被害者基本法案と政府提出法案とは相対立するものではないと思われませんが、その関係についてはどのように考えておられますか。

さらに、民主党案では、財政上、法制上の必要な措置を講じることとしています。予算を伴う施策となればその優先順位が問題となりますが、具体的にどの施策に取り組みべきだと考えているのか、さらに法制上の措置としては現在何を想定されているのでしょうか。御説明をお願いいたします。

続いて、政府案と犯罪被害者行政の具体的内容に沿って質問をさせていただきます。

犯罪に遭って心身にダメージを受けた被害者にとっても重要なことは、適切なケアを受けることです。この被害者支援について厚生省はこれまでどのような取り組みをしてまいりましたか。犯罪被害者対策関係省庁連絡会議の報告書を見ても余り踏み込んだ取り組みがされているようには思えません。いかがでしょうか。

衆議院での審議においても、犯罪被害者や遺族の方が高額な救急救命費や治療費を請求された事例が明らかにされています。また、哀悼の念など全く感じられない施設で司法解剖され、遺体を運ぶ運送費まで請求されて、遺族は、社会から見放されたような思いで疎外感を強め、さらに傷ついたという話も伺っております。

こうした医療費等について公費負担をすることについては、国民の理解も得られるのではないかと考えますが、丹羽厚生大臣はどのようにお考えでしょうか。

犯罪直後の危機介入と言われる被害者支援の仕組みづくりには、厚生省こそ率先して取り組むべきだと思いますが、いかがでしょうか。まずは、前代未聞の犯罪で多くの犠牲者を出し、今も深刻な後遺症で苦しんでいる地下鉄サリン事件の被害者の実態調査を行い、被害者のニーズに耳を傾ける中で支援の方策を確立していただくよう要請いたします。丹羽厚生大臣には、ぜひ積極的な御答弁をお願いいたします。

また、刑事事件の司法解剖の施設等、被害者の尊厳が損なわれることのないよう、全国の施設を点検して下さるよう求めます。臼井法務大臣の御見解をお聞かせください。

次に、犯罪被害者保護法案について伺います。法務省は、成案を得る前にパブリックコメントを募集いたしました。その際、項目として挙がっていた「没収・追徴、保全制度による損害回復」つまり被告人が犯罪によって得た収益等を没収、追徴して被害者の損害回復に役立てようという趣旨ですが、これが法案に盛り込まれなかった理由は、何でしょうか。寄せられた意見は賛成するものが大半だったと聞いております。

犯罪被害者に関する実態調査でも、被害による影響の中で、生活が苦しくなったと回答する人が多数を占めています。被害者からも求められている規定であり、ぜひ見直していただきたいと思いますが、法務大臣の答弁を求めます。

刑事訴訟法改正案の性犯罪に対する告訴期間の撤廃について伺います。

これまで、被害から六カ月以内に告訴がないと加害者を罪に問うことができませんでした。強姦罪のように二年以上の有期懲役を科せられる重大

な犯罪がこの規定によって処罰を免れてまいりました。被害者の多数が中高生や小学生という事実を考え合わせると怒りさえ覚えます。改正は遅きに失したと言わざるを得ません。

そもそも、性犯罪が親告罪である必要があるのでしょうか。欧米諸国では、性犯罪は親告罪とはなっておりません。我が国でも、複数の加害者による強姦については、告訴の有無にかかわらず犯罪として処罰されることになっており、被害者のプライバシー保護の理由だけでは説明がつかいません。

問題は、性犯罪被害者の保護が法的、社会的に適切に行われていないために、プライバシー侵害を含め、二次被害、三次被害と呼ばれる事態を引き起こしている点にこそあるのではないのでしょうか。捜査や裁判の中で、あるいは医療現場の関係者から心ない、暴言とも言える言葉を投げかけられることは日常茶飯事に起こっています。

千葉県警では、警官自身が留置場に勾留中の女性を強姦するという言語道断の事件さえ発生しています。

裁判においても、九五年の横浜セクシュアルハラスメント事件の地裁判決に見られるように、被害者は外へ逃げるとか悲鳴を上げて助けを求めるとかできたはずなのにしなかったと、いまだに男性優位の通俗的な見解が示されているのです。性的被害を受けた女性が一時的に硬直し、何事もなくったかのように行動し、不快な行為に抗議することがないという現象はレイプトラウマ症候群と呼ばれて、既に専門家の間ではよく知られたことでもございます。

警察、検察、裁判官、医師等、被害者と直接接

する機関の人々に対し、被害者の心身医学等に関する最新の知見を周知させ、人権教育を徹底することが必要だと考えますが、国家公安委員長、法務大臣、厚生大臣の御見解をお聞かせください。

千葉県警の事件については調査をし、厳正な対処をするよう国家公安委員長に求めます。

被害者対策の先進国であるイギリスでは、性犯罪の被害者について、第三者に特定されることのないように匿名を確保することが法律によって保障されています。こうした事例を参考に、被害者保護の観点から、性犯罪に関する諸規定の全般的な見直しをしていただきたいと思います。法務大臣の御所見はいかがでしょう。

次に、被害者の知る権利に関連して伺います。警察の被害者連絡制度、検察の被害者等通知制度によって随分改善はなされてまいりましたが、そうした制度があることを広く知らせることが必要です。被害者が一々問い合わせ先を確認するまでもなく、被害者や遺族に対してリレー式に刑事司法の各機関が責任を持って情報提供することが求められています。特に、性犯罪の被害者にとっては、加害者の出所情報もぜひ知りたい情報です。性犯罪は再犯性も高く、現に出所した加害者によって被害者が殺されるという最悪の事件も起きています。

これらの点についてどのように制度の改善を図っていくのか、法務大臣、国家公安委員長の答弁を求めます。

警察の捜査規範に関して伺いますが、昨年六月に被害者対策の一層の推進を盛り込んだ改正が行われています。衆議院で我が党の同僚議員が、その実施状況について業務監督をしてどうかと提

案したことに對して、保利国家公安委員長は積極的な姿勢をお示しになりました。その後、どのような指示、指導をされておられるのか、御報告をいただきたいと思います。

新潟の少女拉致監禁事件、埼玉や兵庫のストーカー殺人事件、愛知の少年恐喝事件など、いずれも警察が適切に対処していれば被害の拡大を防ぐことができた事件が相次いでいます。個人的な警察官の問題ではなく、警察全体の捜査能力の低下が危惧されることです。

先日、我が党の議員が警視庁警察学校、警察大を視察いたしました。新採用の若者たちの意欲的な姿が印象的だったと報告を受けています。警視庁では、女性四十倍、男性も十七、八倍の難関を突破して採用された若者たちでそうです。

優秀な人材を確保しながらそれが犯罪防止や摘発に反映されないということは、制度に問題があるのではないのでしょうか。現場の実績より試験の成績が重視される昇任制度や警備、公安に偏重した警察機構のあり方の見直し、女性警官の積極的登用など、抜本的な改革が必要だと考えますが、保利国家公安委員長の御見解をお聞かせください。

最後に、小淵前総理は、犯罪被害者の遺族の方々にみずから手紙を出し、被害者の意見を聞いて種々の施策を実施していくことを約束されています。我が党も遺族の方から御意見を聞く機会がございました。

被害者対策に当たる国家公安委員長、法務大臣、厚生大臣の皆様から、この小淵前総理の約束を受け継いで実行されていくその決意をお伺いし

て、私の質問を終わります。(拍手)

(國務大臣(白井日出男)登壇、拍手)

○國務大臣(白井日出男) 千葉議員にお答えを申し上げます。

犯罪被害者の基本法に関するお尋ねがございました。

犯罪被害者保護の問題につきましては、多岐の分野における種々の施策が必要でございます。基本法の制定を検討することも意義あることと考へますが、まずもって個別具体的な実際の施策を講じることによって対応していくことが肝要であり、そうした施策を講じつつ、総合的な見地から検討することが適当と考えております。

刑事事件の司法解剖の施設に関するお尋ねがございました。

檢察庁においては、捜査のため、大学等の医師に対して鑑定を委託し、死体解剖を行っていたいただいているところでございますが、これらの施設におかれては亡くなった方々の尊厳に配慮されてきたものと承知をいたしております。今後とも、これらの施設においてそのような配慮を行っていただけるものと考えております。

没収・追徴制度を利用した被害者回復制度についてのお尋ねがございましたが、制度の前提となる組織的犯罪処罰法の没収・保全制度の運用状況等を見た上で検討することが適当であることなどから、今回の法整備には盛り込まなかったところでございます。しかしながら、今後とも犯罪収益による被害回復を含む実効性のある諸方策について検討を進めてまいりたいと考えております。いわゆる性犯罪が報告罪とされていることについてのお尋ねがございました。

性犯罪は、その性質上、被害を受けた事実が被害者の意思にかかわらず起訴によって公になると、被害者の名誉が害され、精神的苦痛等の不利益が一層増大するおそれがあり、被害者保護の観点からも、やはり報告罪としておくことが適当であると考えております。

被害者と接する機関の職員に対する教育の必要性についてのお尋ねがございました。

法務省におきましても、被害者と接する檢察官、檢察事務官等に対しては、従来から日常の指導監督や各種研修の機会に被害者の心理や被害者との接し方等を周知させているところでございまして、今後とも同様の指導監督や研修等を実施してまいりたいと考えております。

性犯罪に関する諸規定の見直しについてのお尋ねがございました。

性犯罪の被害者の匿名性を確保するという点につきましては、刑事訴訟法上住所等の尋問の制限があり、運用上も公判で被害者を匿名とする扱いも行われているところでございます。

今回、性犯罪の告訴期間の撤廃等を内容とする法案を提出し、御審議いただいているところでありますが、それ以外の性犯罪の被害者保護に関する規定の見直しについては、どのようなものが必要か、また適当かについて慎重に検討する必要があると考えております。

檢察庁の被害者等通知制度に関するお尋ねがございました。

被害者等通知制度におきましては、檢察官が被害者の取り調べなどを実施したときのほか、被害者が死亡した事件またはこれに準ずる重大な事件につきましても、檢察官から被害者の方などに通知の希望の有無を確認いたしましたして、御希望がある場合には通知を行っているところでございまして、また、この制度については、全国の檢察庁にパンフレットを備え付けるなどいたしておりますが、今後ともその周知方に努めてまいりたいと考えております。

知の希望の有無を確認いたしましたして、御希望がある場合には通知を行っているところでございまして、また、この制度については、全国の檢察庁にパンフレットを備え付けるなどいたしておりますが、今後ともその周知方に努めてまいりたいと考えております。

リレー方式による情報提供につきましては、檢察庁において幅広く通知することといたしておりますが、今後とも必要に応じ関係当局と連携をさらに密にし、一層的確な情報提供の実現に努めてまいりたいと考えております。

加害者の出所情報の被害者への提供の問題につきましても、犯罪者の改善更生、プライバシーの保護の要請をも考慮しつつ、鋭意検討を行っているところでございます。

今後の施策に対する決意についてのお尋ねがございましたけれども、法務省といたしましては、犯罪被害者の保護は重要な問題であると認識しており、被害者の皆様方の御意見等も踏まえつつ、今後とも検討を行い、議論が熟したものから適切に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。(拍手)

(國務大臣(丹羽雄哉)登壇、拍手)

○國務大臣(丹羽雄哉) 犯罪被害者のケアについてのお尋ねでございますが、厚生省といたしましては、全国の精神保健福祉センターや保健所において心の健康相談などの相談事業を実施いたしておるところでございます。

さらに、心的外傷後ストレス障害、PTSDなどの外傷的な出来事を経験いたしましたために生ずる心の問題を抱えてしまった方々につきましても、被害者の立場に立って相談のあり方を含めて見直すべきところは見直しをして、いずれにいたしましても今後一層の充実に努めていく、こういう決意でございます。

は、被害者の立場に立って相談のあり方を含めて見直すべきところは見直しをして、いずれにいたしましても今後一層の充実に努めていく、こういう決意でございます。

それから、犯罪被害者の医療費の問題で御質問でございますが、犯罪被害者や遺族の方が負担しておられる医療費などの負担のあり方につきましては、関係省庁において犯罪被害者対策の一環として今後検討される必要がある問題であると認識をしており、医療保険制度そのものとは別の観点から検討すべきものではないか、こう考えております。

それから、犯罪被害者の方々への支援の方策についてのお尋ねでございますが、地下鉄サリン事件の被害者の方々ににつきましては、心的外傷後ストレス障害、PTSDなどの後遺症によりまして、今日においてもなお多くの方々が心身のさまざまな症状を訴えておると承知をいたしております。心が痛む問題でございます。

厚生省といたしましては、これまで地下鉄サリン事件の被害者の精神的・身体的健康影響などについての調査研究を実施する一方、医療機関や研究機関に対しまして研究助成を行ってきたとおり、これらの研究事業の成果などを踏まえまして、厚生省としてどのような対応が可能かどうかについて、被害者のニーズに耳を傾けまして関係省庁とも連絡を図っていききたい、このように考えているような次第でございます。

それから、犯罪被害者に対する医師など医療関係者に対する教育についてのお尋ねでございます。

医療現場で犯罪被害者に配慮した適切な対応が

なされるよう、医師の卒後臨床研修や医療関係者の養成過程において、人権問題を含めまして倫理に関する教育の徹底に一層努めていく決意でございます。

最後に、被害者対策の決意についてのお尋ねでございます。

小淵前総理の意向を私も十分に踏まえまして、被害者対策につきましては、私といたしましては、被害者のPTSDを含めました実態をまず十分に把握し、その支援につきましても関係省庁と十分に連携して取り組んでいきたい、このように考えているような次第でございます。

以上でございます。(拍手)

〔国務大臣保利耕輔君登壇、拍手〕

○国務大臣(保利耕輔君) 千葉議員にお答えを申し上げます。

まず、被害者対策に関する教育についてのお尋ねでございますが、警察では、捜査を行うに当たっては、被害者またはその親族の心情を理解し、その人格を尊重しなければならぬという犯罪捜査規範に規定する基本原則を第一線の警察官に徹底するため、被害者の心理やそのさまざまなニーズについて、採用時や昇任時に基礎的な教育を実施しております。

さらに、被害少年の支援や性犯罪捜査等専門的知識を必要とする職務に従事する職員に対しては、特別な訓練や研修の機会を設けております。

今後とも、被害者対策についての教育、訓練を充実、徹底させ、その一層の推進を図るよう警察庁を督励してまいります。

千葉県警察におきます事案についてのお尋ねでありましたが、平成七年、千葉県船橋東警察署留

置場で当時看守係をしていた警察官が留置中の女性に対し不適切な行為をした事案であると思いますが、本件につきましては、警察庁の指示に基づき、現在千葉県警察において鋭意調査をいたしております。また、こうした事案が発生したことはまことに遺憾に存じておりまして、国家公安委員会といたしましても、その調査結果に関心をもちながら、事案の適正な措置について警察庁を督励してまいります。

被害者連絡についてのお尋ねがありました。

警察においては、被害者連絡制度を含め、被害者対策についてのホームページやパンフレットなどにより積極的に広報活動を行っておりますが、今後とも被害者連絡制度の周知に努めるよう警察庁を督励してまいります。

また、被害者に対しては、警察と検察庁の相互の役割に応じて連絡が実施され、両者が相まって被害者への適切な情報提供がなされるものと考えますが、検察庁との連携を強化し、より被害者の要望にこたえた被害者連絡が実施されるよう警察庁を督励してまいります。

性犯罪に関しては、被害者が再び被害に遭うことを防止するため、継続的に加害者の動向の把握に努め、防犯指導や警戒活動を行うなどの措置を講じております。加害者の出所情報の通知につきましては、今後、法務省とも連携し、適切な措置について検討を行うよう警察庁を督励してまいります。

被害者対策に関する業務監察についてのお尋ねがありました。

警察庁においては、御指摘の犯罪捜査規範の改正趣旨を第一線に徹底するよう努めるとともに、

今年度、犯罪等による被害の未然防止活動の推進状況に関して業務監察を実施することといたしております。

国家公安委員会といたしましては、桶川事件等の反省と検証の上に立ち、御指摘の点も踏まえ、こうした監察等を通じて被害者対策の一層の推進を図られるよう警察庁を指導、督励しているところであります。

人材の活用についてのお尋ねがありました。

昇任制度につきましては、警察では従来から一般の昇任試験とあわせ、試験によらず実績に基づいた選抜・選考昇任制度を設けております。また、ハイテク犯罪、薬物犯罪、来日外国人犯罪等、近年増加、深刻化している新たな形態の犯罪に対応するため、部門間の人員配置の見直しや組織再編を進めており、さらには男女を問わず実力のある者を積極的に幹部に登用してきております。

今後とも、限りある人的資源を最大限有効に活用していくため、組織、人事、業務管理等について引き続き見直し、検討を進めてまいりる所存であります。

被害者対策の推進に当たっての姿勢についてであります。犯罪の被害に遭われた方々は、身体等の直接的被害のみならず、精神的にも大きな打撃を受けており、社会からの支援を必要としておられます。こうした被害者の方々に最初に接するのが警察であり、そこでの対応いかんが被害者の立ち直りに極めて深く関わっております。そのため、警察庁において、平成八年二月に、被害者の方々に対する精神的支援も含んだ被害者対策の基本方針を示し、全国警察を挙げてその推進に

取り組んでおります。

私といたしましても、今後とも被害者の切実な要望に的確にこたえるため、一層の努力をするよう警察庁を通じて督励してまいりる所存であります。

以上でございます。(拍手)

〔竹村泰子君登壇、拍手〕

○竹村泰子君 千葉議員の質問にお答えいたします。

回復的司法という考え方についての質問でございますが、御指摘のように、我が国の刑事司法制度は、戦前の官憲による罪なき人々に対する弾圧や拷問等の歴史的反省を踏まえ、憲法三十一条以下三十九条まで、適正手続の保障を初め被疑者、被告人の人権保障を前提に、刑事手続に関する詳しい条文が規定されております。それを受けて、刑事訴訟法でも、被疑者、被告人の人権保障と真実発見が目的とされているところであります。

被害者は訴訟手続に関して、損害賠償権者としての規定はありますが、刑事手続に關与する権利は認められてきませんでした。民主党の犯罪被害者基本法案では、目的と基本理念において、「すべて犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、被害の状況等に応じた適切な処遇を保障される権利を有するものとする。」として、犯罪被害者の権利を明文で保障し、刑事手続において被害当事者として適切な取り扱いを受ける権利を規定しております。

また、被害回復についても、人権尊重の観点から、国や地方公共団体に施策の実行を義務づけているわけでございます。

政府案は基本法の中ではどのように位置づけられるのかという御質問でございますけれども、私

平成十二年四月二十六日 参議院會議録第二十号

刑事訴訟法及び檢察審査会法の一部を改正する法律案、犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律案及び犯罪被害者基本法案(参第一〇号)(趣旨説明)

どもの提出した法案では、国が講ずべき基本的施策として、犯罪被害者等に対する相談、指導、一時保護等、犯罪被害者等の安全、生活の平穩の確保、関係者に対する訓練、啓発、民間団体に対する支援等について規定しており、これらは国の施策の方向性を示したものであります。具体的施策の実施については、これらの規定を受けて改めてそのための個別法が必要であります。

今回の政府提案に係る二法案は、刑事手続における犯罪被害者等に対するより適切な配慮と一層の保護を図るためのものであり、刑事手続に関する犯罪被害者等の適切な取り扱いについて定めた基本法案第十一条の規定を受けた、まさにその個別法に該当するものであると認識しております。

財政上、法制上の必要な措置として何を想定しているかという御質問ですが、被害者支援の基本計画については、総理府、省庁再編後は内閣府に設置される犯罪被害者等支援対策審議会で議論していただくこととなります。

また、早急に取り組むべき課題として、一つは、被害者支援に取り組んでいる民間団体への資金の補助、情報提供などの措置が考えられます。被害に遭ってから、捜査、裁判にかかわり、被害回復を図り、社会復帰するまでのすべての段階で、被害者に寄り添い支援する民間団体の役割は極めて大きいものであります。現状では、被害者が私財を投じて活動を続ける例もあるなど、財政的に多くの困難を抱えております。公的支援の充実とともに、こうした民間団体に対する国、地方公共団体による支援に取り組んでいきたいと思っております。

もう一つは、犯罪被害者等給付金支給制度の改

善であります。

犯罪被害者等給付金支給法は、一九八一年に施行され、およそ二十年がたちますが、給付の対象も限定され、金額も極めて不十分です。生活困窮に対する社会保障的、見舞金的な給付となっておりまして、国の責務としての保障制度にはなっておりません。

そこで、同法を改正し、犯罪被害者の権利を基本に据えた制度として、対象も金額も拡大する必要があると考えております。

一刻も早く被害者の皆様の切実な御要望にこたえていきたいと思っております。皆様方の御期待と御理解、御協力をお願い申し上げます。

ありがとうございます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) これにて質疑は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

正午散会

出席者は左のとおり。

議長	齋藤 十朗君
副議長	菅野 久光君

議員	高橋紀世子君	山本 保君
加藤 修一君	中島 啓雄君	
岩本 莊太君	益田 洋介君	
海野 義孝君	森山 裕君	
森田 次夫君	奥村 展三君	
水野 誠一君	魚住裕一郎君	
沢 たまき君	渡辺 孝男君	

末広まきこ君	戸田 邦司君	松 あきら君	福本 潤一君	長谷川道郎君	平野 貞夫君	但馬 久美君	荒木 清寛君	服部三男雄君	田村 秀昭君	木庭健太郎君	月原 茂皓君	椎名 素夫君	渡辺 秀央君	白浜 一良君	浜田卓二郎君	扇 千景君	脇 雅史君	山内 俊夫君	森下 博之君	仲道 俊哉君	斎藤 滋宣君	国井 正幸君	岩瀬 良三君	市川 一朗君	畑 恵君	田浦 直君	岩永 浩美君	三浦 一水君	矢野 哲朗君	河本 英典君	南野知恵子君
高橋 令則君	高野 博師君	大森 礼子君	鶴保 庸介君	堂本 暁子君	弘友 和夫君	山下 栄一君	入澤 肇君	松岡満壽男君	日笠 勝之君	森本 晃司君	泉 信也君	田名部臣省君	浜四津敏子君	鶴岡 洋君	星野 朋市君	世耕 弘成君	山下 善彦君	依田 智治君	日出 英輔君	中川 義雄君	佐藤 昭郎君	水島 裕君	山崎 力君	常田 享詳君	鈴木 正孝君	保坂 三蔵君	田村 公平君	阿部 正俊君	山崎 正昭君	太田 豊秋君	釜本 邦茂君
加藤 紀文君	狩野 安君	松谷蒼一郎君	久世 公堯君	西田 吉宏君	松田 岩夫君	中曾根弘文君	野沢 太三君	吉川 芳男君	鈴木 政二君	林 芳正君	佐々木知子君	木村 仁君	加納 時男君	馳 浩君	阿南 一成君	溝手 顕正君	北岡 秀二君	中原 爽君	谷川 秀善君	吉村剛太郎君	小山 孝雄君	岩井 國臣君	武見 敬三君	尾辻 秀久君	大島 慶久君	鎌田 要人君	若林 正俊君	倉田 寛之君	真鍋 賢二君	石井 道子君	岩崎 純三君
上野 公成君	佐藤 泰三君	須藤良太郎君	鴻池 祥肇君	田中 直紀君	陣内 孝雄君	清水嘉与子君	井上 吉夫君	岡野 裕君	金田 勝年君	長峯 基君	久野 恒一君	亀井 郁夫君	景山俊太郎君	大野つや子君	岩城 光英君	橋本 聖子君	中島 眞人君	野間 超君	松村 龍二君	塩崎 恭久君	海老原義彦君	片山虎之助君	鹿熊 安正君	成瀬 守重君	石渡 清元君	村上 正邦君	竹山 裕君	上杉 光弘君	井上 裕君	中村 敦夫君	

羽田雄一郎君	木俣 佳丈君
浅尾慶一郎君	魚住 汎英君
福山 哲郎君	櫻井 充君
郡司 彰君	佐藤 雄平君
小宮山洋子君	谷林 正昭君
小川 敏夫君	藤井 俊男君
高嶋 良充君	本田 良一君
松崎 俊久君	小川 勝也君
齋藤 勤君	平田 健二君
朝日 俊弘君	和田 洋子君
前川 忠夫君	伊藤 基隆君
小山 峰男君	江本 孟紀君
直嶋 正行君	石田 美栄君
田より子君	堀 利和君
今井 澄君	峰崎 直樹君
川橋 幸子君	篠瀬 進君
佐藤 泰介君	今泉 昭君
奥石 東君	足立 良平君
笹野 貞子君	千葉 景子君
山下八洲夫君	江田 五月君
薬科 満治君	北澤 俊美君
角田 義一君	本岡 昭次君
寺崎 昭久君	吉田 之久君
竹村 泰子君	内藤 正光君
西川きよし君	小池 晃君
宮本 岳志君	福島 瑞穂君
海野 徹君	畑野 君枝君
小泉 親司君	照屋 寛徳君
菅川 健二君	石井 一二君
八田ひろ子君	富樫 練三君
大脇 雅子君	三重野栄子君
小林 元君	佐藤 道夫君

大沢 辰美君	井上 美代君
阿部 幸代君	須藤美也子君
清水 澄子君	長谷川 清君
柳田 稔君	岩佐 恵美君
林 紀子君	西山登紀子君
緒方 靖夫君	日下部徳代子君
谷本 巍君	広中和歌子君
勝木 健司君	池田 幹幸君
笠井 亮君	吉川 春子君
山下 芳生君	湖上 貞雄君
大淵 絹子君	松前 達郎君
久保 巨君	吉岡 吉典君
筆坂 秀世君	橋本 敦君
立木 洋君	田 英夫君
梶原 敬義君	山本 正和君
発 議 者	江田 五月君
発 議 者	竹村 泰子君
国務大臣	
法務大臣	白井日出男君
大蔵大臣	宮澤 喜一君
文部大臣	中曾根弘文君
厚生大臣	丹羽 雄哉君
労働大臣	牧野 隆守君
国務大臣 (国家公安委員長 会委員長)	保利 耕輔君
政務次官	
厚生政務次官	大野由利子君

総務委員	補欠
森本 晃司君	木庭健太郎君
地方行政・警察委員	
坂野 重信君	補欠
本岡 昭次君	木村 仁君
外交・防衛委員	奥石 東君
上野 公成君	補欠
岡崎トミ子君	森山 裕君
文教・科学委員	海野 徹君
岸 宏一君	補欠
興石 東君	仲道 俊哉君
国民福祉委員	本岡 昭次君
筆坂 秀世君	補欠
農林水産委員	井上 美代君
仲道 俊哉君	補欠
交通・情報通信委員	岸 宏一君
井上 美代君	補欠
奥村 展三君	筆坂 秀世君
国土・環境委員	戸田 邦司君
木村 仁君	補欠
森山 裕君	坂野 重信君
海野 徹君	上野 公成君
木庭健太郎君	岡崎トミ子君
戸田 邦司君	森本 晃司君
	奥村 展三君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

金融問題及び経済活性化に関する特別委員
市田 忠義君 補欠 大沢 辰美君

同日議長において、次のとおり調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

国際問題に関する調査会委員
浅尾慶一郎君 補欠 柳田 稔君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

金融問題及び経済活性化に関する特別委員会
理事 須藤良太郎君 (岡利定君の補欠)
理事 山崎 力君 (平田耕一君の補欠)

同日議員から次の議案が提出された。

犯罪被害者基本法案(江田五月君外二名発議)(参第一〇号)

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

刑事訴訟法及び検察審査会法の一部を改正する法律案(閣法第七二号)

犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律案(閣法第七三号)

沖縄振興開発金融公庫法の一部を改正する法律案(閣法第二八号)

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。

特別永住者等である戦傷病者等に対する特別障害給付金等の支給に関する法律案(山本孝史君外二名提出)(衆第二二号)

同日議長は、次の内閣提出案を国土・環境委員会に付託した。

悪臭防止法の一部を改正する法律案(閣法第九七号)

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を金融問題及び経済活性化に関する特別委員会に付託した。

預金保険法等の一部を改正する法律案(閣法第三三五号)

保険業法及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第五七号)

同日次の内閣提出案を衆議院に送付した。

社会保障に関する日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案

漁港法の一部を改正する法律案

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

教育公務員特例法等の一部を改正する法律案

河川法の一部を改正する法律案

民事法律扶助法案

同日衆議院から、本院の送付した次の内閣提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。

農産物検査法の一部を改正する法律案

同日内閣から、次の質問については、検討する必要がある、これに日時を要するため、明示する期限までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

参議院議員清水澄子君提出原子力エネルギーの経済性に関する質問(第二五号)(答弁することのできる期限 五月十七日)

同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

教育公務員特例法等の一部を改正する法律

河川法の一部を改正する法律

民事法律扶助法

同日衆議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

農産物検査法の一部を改正する法律

昨二十四日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

地方行政・警察委員

辞任

興石 東君

補欠

小宮山洋子君

財政・金融委員

世耕 弘成君

中島 啓雄君

補欠

倉田 寛之君

文教・科学委員

仲道 俊哉君

小宮山洋子君

補欠

佐藤 昭郎君

農林水産委員

佐藤 昭郎君

羽田雄一郎君

藤井 俊男君

大沢 辰美君

補欠

筆坂 秀世君

経済・産業委員

倉田 寛之君

保坂 三蔵君

交通・情報通信委員

辞任

筆坂 秀世君

補欠

大沢 辰美君

国土・環境委員

辞任

岡崎トミ子君

北澤 俊美君

補欠

藤井 俊男君

国家基本政策委員

辞任

木庭健太郎君

戸田 邦司君

補欠

山本 保君

松岡満壽男君

予算委員

辞任

入澤 肇君

野間 越君

山本 保君

宮本 岳志君

高橋 令則君

水野 誠一君

補欠

星野 明市君

片山虎之助君

木庭健太郎君

畑野 君枝君

田名部匡省君

平野 貞夫君

決算委員

辞任

許可し、その補欠を指名した。

金融問題及び経済活性化に関する特別委員

辞任

大沢 辰美君

補欠

市田 忠義君

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

国民生活・経済に関する調査会委員

辞任

西山登紀子君

吉川 春子君

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

防衛庁設置法等の一部を改正する法律案(閣法第一八号)

外交・防衛委員会に付託

沖繩振興開発金融公庫法の一部を改正する法律案(閣法第二八号)

沖繩及び北方問題に関する特別委員会に付託

昨二十五日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

地方行政・警察委員

辞任

小宮山洋子君

補欠

興石 東君

外交・防衛委員

辞任

佐々木知子君

補欠

長谷川道郎君

財政・金融委員

辞任

倉田 寛之君

補欠

世耕 弘成君

保坂 三蔵君

中島 啓雄君

海野 義孝君

文教・科学委員

辞任

佐藤 昭郎君

長谷川道郎君

奥石 東君

菅野 壽君

労働・社会政策委員

辞任

溝手 顕正君

農林水産委員

辞任

仲道 俊哉君

岡崎トミ子君

北澤 俊美君

経済・産業委員

辞任

世耕 弘成君

中島 啓雄君

統 訓弘君

国土・環境委員

辞任

脇 雅史君

羽田雄一郎君

藤井 俊男君

国家基本政策委員

辞任

山本 保君

松岡満壽男君

予算委員

辞任

片山虎之助君

星野 明市君

補欠

仲道 俊哉君

佐々木知子君

小宮山洋子君

三重野栄子君

補欠

脇 雅史君

補欠

佐藤 昭郎君

藤井 俊男君

羽田雄一郎君

補欠

倉田 寛之君

保坂 三蔵君

海野 義孝君

補欠

溝手 顕正君

北澤 俊美君

岡崎トミ子君

補欠

木庭健太郎君

戸田 邦司君

補欠

野間 起君

入澤 肇君

木庭健太郎君

田名部匡省君

平野 貞夫君

水野 誠一君

佐藤 昭郎君

仲道 俊哉君

行政監視委員

辞任

入澤 肇君

高橋 令則君

辞任

佐藤 昭郎君

戸田 邦司君

松岡満壽男君

国民生活・経済に関する調査会委員

辞任

吉川 春子君

西山登紀子君

同日議長において、次のとおり調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

同日議長において、次のとおり調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

同日議長において、次のとおり調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

同日議長において、次のとおり調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

同日議長において、次のとおり調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

同日議長において、次のとおり調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

同日議長において、次のとおり調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

同日議長において、次のとおり調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

同日議長において、次のとおり調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

同日議長において、次のとおり調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

同日議長において、次のとおり調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

同日議長において、次のとおり調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

同日議長において、次のとおり調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

同日議長において、次のとおり調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

同日議長は、次の議員提出案を文教・科学委員会に付託した。

国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案(須藤良太郎君外三名発議)(参第八号)

同日議長は、次の衆議院提出案を地方行政・警察委員会に付託した。

公職選挙法の一部を改正する法律案(衆第一二二号)

国会法及び公職選挙法の一部を改正する法律案(衆第一三三号)

同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

犯罪被害者基本法案(江田五月君外二名発議)

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員福本潤一君提出した問題に関する質問に対する答弁書(第一八号)

参議院議員照屋寛徳君提出ジュゴンの保護に関する質問に対する答弁書(第三三三号)

同日内閣から、次の質問については、検討する必要があるとあり、これに日時を要するため、明示する期限までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

参議院議員清水澄子君提出日朝国交正常化に関する質問(第二四号)(答弁することができ期限六月十二日)

同日内閣から、中小企業基本法第十一条第一項の規定に基づく平成十一年度中小企業の動向に関する年次報告及び同法第十一条第二項の規定に基づく平成十二年度において講じようとする中小企業施策についての文書を受領した。

同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

犯罪被害者基本法案(江田五月君外二名発議)

同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

参議院議員福本潤一君提出した問題に関する質問に対する答弁書(第一八号)

参議院議員照屋寛徳君提出ジュゴンの保護に関する質問に対する答弁書(第三三三号)

同日内閣から、次の質問については、検討する必要があるとあり、これに日時を要するため、明示する期限までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

参議院議員清水澄子君提出日朝国交正常化に関する質問(第二四号)(答弁することができ期限六月十二日)

同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

犯罪被害者基本法案(江田五月君外二名発議)

同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

参議院議員福本潤一君提出した問題に関する質問に対する答弁書(第一八号)

参議院議員照屋寛徳君提出ジュゴンの保護に関する質問に対する答弁書(第三三三号)

同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

犯罪被害者基本法案(江田五月君外二名発議)

同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

参議院議員福本潤一君提出した問題に関する質問に対する答弁書(第一八号)

参議院議員照屋寛徳君提出ジュゴンの保護に関する質問に対する答弁書(第三三三号)

同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

犯罪被害者基本法案(江田五月君外二名発議)

たばこ問題に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成十二年三月十三日

参議院議長 斎藤 十朗殿

福本 潤一

たばこ問題に関する質問主意書

WHO(世界保健機関)では、一九七〇年代から、「予防可能な最大の疫病」と喫煙に起因する多くの疫病を「たばこ病」と位置づけ、抜本的な対策を加盟各国に勧告してきた。この勧告に従い、多くの国々では、公共の場、交通機関での禁煙・分煙の徹底、禁煙啓発活動の推進等具体的な規制対策に取り組んでいる。

我が国でもこの数年、列車、航空機、病院待合室、青少年施設などでの禁煙、分煙は、かなり進んできたが、依然として成人喫煙率は先進国中で群を抜いて高く、また、未成年者若くは女性の喫煙は増加の一途をたどっており、次世代を担う若者の「たばこ依存現象」は、大きな社会問題となっている。

そこで以下質問する。

一、たばこ対策に関する政府の取組について

1 WHOを始め、世界の多くの国々が、たばこの消費削減を目指している。我が国もたばこの消費削減、禁煙教育、喫煙防止教育の推進を積極的に図るべきであると考え、政府の対応はどうか。

2 厚生省は、現在健康日本21計画の策定に向けて鋭意検討しているようであるが、健康日本21計画におけるたばこ対策は、具体的にど

のようなものになる予定なのか、説明願いたい。

3 たばこ対策について諸外国の例に学ぶ必要があると考えるが、健康面からたばこ規制を盛り込んだ法律を有する諸外国の例はあるのか。

二、職場等における分煙対策について

労働省及び厚生省は、分煙を基本にした「ガイドライン」を策定しているが、これを実現するかしないかは、民間各企業、自治体等の裁量に委ねられている。裁量に任せておいては、非喫煙者が被害に悩まされないという保証にはならない。職場の分煙対策については、強制力を持った方策が必要であると考えるが、政府としてはどのように考えているか。

三、たばこ自動販売機について

未成年者喫煙禁止法では、未成年者が喫煙するためと知りつつたばこ販売を行うことを禁止している。しかし、実態は全国各地で、毎日多くの未成年者が自動販売機でたばこを購入し、喫煙している。法の趣旨が達成されていないこのような事態を、政府はどのように考えているのか。

四、歩行喫煙について

公共交通機関、公共の場所での喫煙規制が進み、その反動からか、歩きながらの喫煙が増加の一途をたどっている。また、約千の地方自治体がいわゆるポイ捨て禁止条例を制定して、ポイ捨てを規制しているが、焼け石に水の状態である。歩行喫煙は、幼児の目の高さにはたばこの裸火があるため、極めて危険な行為である。ま

た、ポイ捨ては、街の美観を損なうと同時に火災の予防の観点からも大きな問題となっている。歩行喫煙、ポイ捨てをなくすために抜本的な政策が必要であると考えているが、政府としてはどのように考えているのか。

五、公共交通機関のたばこ広告について

1 最近、JR、私鉄、地下鉄の駅構内と車内広告、タクシーの窓などにたばこ広告が激増している。特に、電車の中吊り広告は、「囚われの広告」であり、そこから逃れることのできない状態であることから、有害商品、過激な表現などと同様に、これを厳しく規制すべきであるとの意見もある。公共交通機関におけるたばこの広告について、政府として何らかの対策は考えているのか。

2 諸外国では、公共交通機関等におけるたばこ広告は、厳しく規制されていると思うが、各国の規制はどのようなになっているのか。

六、たばこ事業について

1 我が国には「たばこ事業法」が存在するが、本法のように「たばこ産業の健全な発展を図り、もって財政収入の安定的確保」を目的とする法律が、諸外国に存在するのか。

2 我が国のたばこ事業の監督官庁は大蔵省であるが、諸外国では、どのような行政機関がたばこ事業の監督官庁となっているのか。

3 たばこの監督官庁は、国民の健康という側面から考えると、厚生省がふさわしいのではないかと考えるが、政府の見解はどうか。右質問する。

平成十二年四月二十五日

内閣総理大臣 森 喜朗

参議院議長 斎藤 十朗殿

参議院議員福本潤一君提出たばこ問題に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員福本潤一君提出たばこ問題に関する質問に対する答弁書

一の1について

我が国においては、平成七年の「たばこ行動計画検討会」の報告書等を踏まえて、世界禁煙デー及び禁煙週間の実施、インターネット等を通じた喫煙が健康に与える影響に関する情報の提供、老人保健事業等における保健指導の際の禁煙指導、喫煙の経験のない未成年者等が喫煙を開始することを防ぐための防煙対策、受動喫煙（自分の意思とは無関係に環境中のたばこの煙にさらされ、それを吸われることをいう。）を防ぐための分煙対策等を行っている。また、学校教育における喫煙防止教育に関しては、学習指導要領等に基づき、小学校、中学校及び高等学校の体育科等において喫煙と健康との関連について指導している。

政府としては、引き続き、これらの対策に取り組んでまいりたい。

一の2について

厚生省においては、少子高齢化等の人口構造の変化及び生活習慣病の増加等の疾病構造の変化が進む中で、二十一世紀における日本の社会をすべての国民が健やかで心豊かに生活することができるとするために、国民が健康に生活できる期間の延伸等を目的とした「二十一世紀における国民健康づくり運動（健康日本二十一）」を実施しているところである。

健康日本二十一においては、たばこを重要な課題の一つと位置付け、喫煙が及ぼす健康影響についての十分な知識の普及、未成年者の喫煙の防止、公共の場及び職場における分煙の徹底及び効果の高い分煙に関する知識の普及並びに禁煙プログラムの普及の四項目について、平成二十二年度を目途とした目標等を定めている。

一の3について
法律によりたばこの広告を禁止している国としては、フランス、イタリア、オーストラリア、タイ等があり、法律により公共の場所における喫煙を制限している国としては、フランス、イタリア、タイ等があると承知している。

二について
政府としては、職場における喫煙が周囲の非喫煙者に対して受動喫煙による健康影響、不快感、ストレス等を与えていることにかんがみ、平成八年二月に「職場における喫煙対策のためのガイドライン」を公表し、企業の労使で構成される衛生委員会等において職場の分煙対策について検討する等企業による自主的な取組を促しているところである。

企業の自主的な取組を促進するためのガイドラインとしたのは、各企業において効果的な分煙対策を実施するためには喫煙者及び非喫煙者双方の理解と自発的な協力が不可欠であること、それぞれの企業の状況に適した分煙対策を実施する必要があること並びに職場の分煙対策担当者、喫煙者及び非喫煙者等の関係者が自由かつ適に意見交換することが分煙対策の円滑な

実施に効果的であることから、強制的な方策はなじまないと考えたためである。

政府としては、今後とも、職場における受動喫煙による健康影響について一層の普及啓発に努めるとともに、各企業の分煙対策への自主的な取組が一層円滑に進むよう、本ガイドラインの普及及び企業からの相談に応じた支援を行ってまいりたい。

三について

御指摘のような未成年者の喫煙については、その健全育成並びに健康の保持及び増進上重大な問題であると認識しており、未成年者喫煙禁止法(明治三十三年法律第三十三号)の趣旨を踏まえ、未成年者の喫煙防止を図るため、関係省庁において自動販売機による未成年者へのたばこ販売の防止を含めた次のような措置を講じているところである。

警察庁においては、都道府県警察に対し、喫煙を行っている未成年者に対する関係機関、ボランティア等と連携した街頭指導活動の強化、関係業界界に対する未成年者の喫煙防止に関する指導の徹底及び未成年者に対し公然とたばこを提供する悪質業者に対する取締りの強化を指示している。

大蔵省においては、たばこ事業法(昭和五十九年法律第六十八号)第二十三条第三号及び同法施行規則(昭和六十年大蔵省令第五号)第二十条第三号の規定に基づき、自動販売機が店舗に併設されていない等の理由により製造たばこの販売について未成年者喫煙防止の観点から十分な管理、監督が期し難いと認められる場合には、製造たばこの小売販売業の許可を行わない

こととしている。また、小売販売業者が未成年者喫煙禁止法第四条の規定に違反して処罰されたときは、たばこ事業法第三十一条第九号の規定に基づき許可の取消し等の処分をすることとしている。さらに、全国たばこ販売協同組合連合会に対し、屋外のたばこの自動販売機の深夜稼働の自粛について、地域の実情に応じた取組を行うよう依頼している。

厚生省においては、「未成年者の喫煙行動に関する全国調査」によれば、高等学校三年生の男子のうち直近の三十日間に一日以上喫煙したことがる者は約三十七パーセントに上り、その約四分の三がたばこを自動販売機によって購入している等の実態があることを踏まえ、未成年者を含めた国民全体に対して喫煙が健康に与える影響等に関する情報提供を行うことを通じて、未成年者が自動販売機等によりたばこを手し、喫煙することをやめるように働きかけている。

今後とも、関係省庁の連携により、未成年者の喫煙防止の徹底に努めてまいりたい。

四について

歩行中の喫煙及びたばこの吸い殻の投棄については、御指摘のような他の歩行者の安全、景觀の保全、火災予防等の観点から、適当でない行為であると認識している。

このような行為を防止するための喫煙マナーの普及活動については、従来からたばこ事業関係者等により行われてきたものと承知しており、政府としても、従来から国民に対してたばこの吸い殻の投棄をしないよう呼び掛けているが、今後、歩行中の喫煙及びたばこの吸い殻の

投棄を防止するための啓発活動を更に推進する必要があると考えている。

五の1について

製造たばこに係る広告を行う者は、たばこ事業法第四十条第一項により、未成年者の喫煙防止及び製造たばこの消費と健康との関係に配慮するとともに、その広告が過度にわたることがないよう努めなければならないとされている。

また、社団法人日本たばこ協会が同条の趣旨にかんがみ、製造たばこに係る広告等に関する自主基準を定めており、日本たばこ産業株式会社等は当該基準を遵守していると承知している。

一方、製造たばこに係る広告の掲示を行う公共交通機関の側においても、各事業者、施設管理者等の判断により掲示の是非に係る審査基準を設ける等、必要に応じて自主的な規制を行っている例があると承知している。

政府としては、公共交通機関における製造たばこに係る広告の在り方については、これまでどおり、広告を行う者及びその掲示を行う者が、たばこ事業法第四十条の規定の趣旨及び社会的な要請を踏まえつつ、自主的に判断すべき問題であると考えている。

五の2について

公共交通機関における製造たばこに係る広告の主要国の規制の現状は、おおむね以下のとおりであると承知している。

アメリカ合衆国においては、公共交通機関において広告を行う場合には、法令により警告文の表示が義務付けられており、また、関係業界による自主的な規制により、タール量及びニコチン量の表示が行われている。さらに、州に

よって状況は異なるが、一部の公共交通機関において広告が禁止されている例がある。

ドイツにおいては、関係業界による自主的な規制により、外国へ運送される鉄道車両、船舶及び航空機におけるものを除き、公共交通機関における広告は行われていない。

フランスにおいては、公共交通機関におけるものも含め、広告が法令により全面的に禁止されている。

イギリスにおいては、関係業界の自主的な規制により、バス、鉄道車両、トロリーバス、タクシー及びたばこ会社の関係車両の車体広告は行われていない。また、多くの自治体が、公共交通機関における広告を禁止している。

六の1について

たばこ事業法第一条は、「たばこ専売制度の廃止に伴い、製造たばこに係る租税が財政収入において占める地位等にかんがみ、製造たばこの原材料用としての国内産の葉たばこ生産及び買入れ並びに製造たばこの製造及び販売の事業等に関し所要の調整を行うことにより、我が国たばこ産業の健全な発展を図り、もって財政収入の安定的確保及び国民経済の健全な発展に資することを目的とする。」と規定している。

政府として、諸外国におけるたばこ事業に関する法律すべてを把握してはいないが、大韓民国においてたばこ産業の健全な発展を図り、国民経済に貢献することを目的とする法律があることは承知している。

六の2について

政府としては、諸外国におけるたばこ事業の監督官庁すべてを把握してはいないが、たばこ

製造業者の免許の付与等に関する監督については、アメリカ合衆国においては財務省、ドイツにおいては連邦大蔵省、フランスにおいては予算省、イギリスにおいては関税消費税庁が行っている」と承知している。

六の3について

現在、我が国においては、大蔵省がたばこ事業法に基づき、たばこの製造、輸入又は販売に携わるたばこ事業関係者の監督を行っているが、六の2について述べたように、諸外国においても類似の例が見られるところである。

このことは、諸外国における例にも見られるように、国民の健康の保持及び増進という観点から、たばこが健康に及ぼす影響に関する必要の対策が推進されることを防げるものではない。

国民の健康の保持及び増進という観点からのたばこ対策については、重要であると認識しており、厚生省を中心とした関係省庁の連携により、今後ともその推進に努めてまいりたい。

ジュゴンの保護に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成十二年四月十日

照屋 寛徳

参議院議長 斎藤 十朗殿

ジュゴンの保護に関する質問主意書

ジュゴンは、海牛目ジュゴン科の水生哺乳類の動物である。その標準和名はジュゴンと呼ぶもの

の、沖縄をはじめ南西諸島では、ざん、ざんといふ、あかんがいの等と呼んでおり、人魚のモデルとも言われている。また、沖縄では古来ジュゴンは「竜宮城」への使者であり、ニライカナイからの神の使者である、とも言われ伝えられている。

ジュゴンは、東経三〇度ー一七〇度、北緯三〇度ー南緯三〇度の範囲のインド洋と太平洋の熱帯・亜熱帯の浅い海域に生息している。オーストラリアを中心に、東アフリカ、インド、インドネシア、フィリピンなどが主な分布域であり、我が国の沖縄本島東海岸がアジア太平洋地域の北限に当たる。つまり、沖縄本島東海岸は、ジュゴンが周年生息し繁殖する我が国唯一の海域であり、しかも生息範囲がたいへん狭く、生息数も少なく、他の海域の個体群から孤立しているとみられることから、絶滅の恐れが強く、緊急の保護対策が必要とされる地域個体群であると考えられている。

沖縄では石器時代からジュゴンを捕獲していたという。八重山群島の新城島は明治以前の旧藩時代にジュゴンを年貢として課せられていた、と立論する学者もいる。地球の歴史、生命誕生の歴史、人類の歴史、沖縄の歴史に照らすと、沖縄本島東海岸にははるか古代からジュゴンが生息し、人間とジュゴンは共に生き、生かされる共生の関係を保っていたものと考ええる。すなわち、ジュゴンの生息環境は人間にとっても大切な環境であり、ジュゴンの生息環境を守ることが、人類全体の使命である、と言っても過言ではない。

そのジュゴンの生息環境が、開発や漁業や軍事基地建設によって破壊されようとしている。わけでも、我が国唯一のジュゴン生息地と思われる沖縄本島名護市辺野古沿岸域に日米両政府が建設を

計画している米軍普天間飛行場の代替基地は、ジュゴンの生息環境を壊滅せしめるに違いない、と懸念される。

政府は、文化財保護法でジュゴンを「天然記念物」に指定しているが、その保護策は極めて不十分であると言わざるを得ない。今や「絶滅危惧種」となったジュゴンを守るには我が国の国際社会に対する責務であり、生物と人類の未来に対する責務である。

以下質問する。

一、ジュゴンネットワーク沖縄(代表世話人・棚原盛秀、謝名元慶福)や粕谷俊雄三重大学教授らの調査によると、沖縄本島東海岸域は国内で唯一のジュゴン生息地であり、生息環境を緊急に改善しないと、絶滅の可能性が高いと指摘している。ジュゴンの保護を図るうえでその生息確認調査、えさ場である海草藻場の現状調査及び個体識別調査等が必要である。政府は、過去これらの調査を実施したことがあるか、あればその調査結果を、また、今後これらの調査の必要性、調査計画の有無等について明らかにされたい。

二、私は、平成十年四月六日の沖縄及び北方問題に関する特別委員会環境庁に対し、ジュゴンの生息調査、生息調査等の実施を求めた。これに対し、環境庁は「御指摘の海洋動物についてでございますが、海域の自然環境の重要な要素と考えてはございます。しかしながら、海洋動物は一般にこれまで生息状況についての知見が非常に少なく既存資料も少ないという状況にございまして、調査手法そのものが確立されてございません。そういったことで、ジュゴンにつ

きましては、環境庁といたしまして直ちに広域的な調査を行うことは困難というふうに考えているところでございます。」と答弁している。

右の環境庁答弁は、ジュゴンの保護に対する政府の消極的な姿勢を示したものであり、到底承服しがたい。環境庁が言う「生息状況についての知見が非常に少ない」、「既存資料も少ない」ということの根拠及び「調査方法そのものが確立されていない」から生息調査や生息調査が実施できないとする根拠を明らかにされたい。

三、政府は、ジュゴンの生息状況や生態についての国内、国外の研究者、自然保護団体等の知見並びに資料を速やかに、かつ、体系的に収集すべきと考え、その対応と方策を明らかにされたい。

四、私は、平成十一年十二月八日の予算委員会で環境庁長官に対し、稀少生物の宝庫であるキャンプ・シュワブ水域に米軍普天間飛行場の代替施設をつくることについての所信をただした。これに対し、清水嘉子環境庁長官は「その規模だとか位置でありますとか、あるいは計画の内容もまだ決まっていない段階でございます。この段階で立地の是非についてコメントすることは差し控えたいと思います。ただ、仮にこの当該地域で代替施設の設置が具体化するということになりました場合には、自然環境など環境保全に十分配慮したものになるように当庁としても適切に対処するつもりでございます。」と答弁している。

米軍普天間飛行場の代替施設の移設場所として稲嶺沖縄県知事、岸本名護市長はキャンプ・

シュワープ水域の名護市辺野古沿岸域を候補地として容認した。現在、当該地域での建設に向け日米両政府間の協議が進められている。私は、当該地域への移設に断固反対である。確かに、現段階では位置、規模、工法は確定していないが、政府は、いかなる規模、方法であれキャンプ・シュワープ水域の名護市辺野古沿岸域での米軍基地建設は容認できない旨意見表明すべきと考えるが、その対応を明らかにされたい。また、当該地域で代替施設が具体化した場合の自然環境保全への適切な対処策についても具体的に明らかにされたい。

五、文化財保護法及び水産資源保護法において、同法に基づく具体的なジュゴンの保護対策についていかなる行政上の措置が講ぜられているのか明らかにされたい。また、ジュゴンの生息水域を「保護区」として指定する法的対応策についても明らかにされたい。

六、沖縄本島東海岸のジュゴンは、生息数が少ない、生息範囲が狭い、孤立した個体群であると考えられることから、絶滅の恐れが大変強い。また、生息の確認されたキャンプ・シュワープ水域は、沖縄県が作成した「沿岸における自然環境の保全に関する指針」では保護度の最も高い「評価ランク1(自然環境の厳正な保護を図る区域)」に位置付けられている。

よって、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」に基づき、ジュゴンを「緊急指定種」に指定し、さらに「生息地等保護区」として生息が確認された水域を指定すべきと考えるが、その対応を明らかにされたい。

全は不可欠である。サンゴ礁や藻場にとどまらず海辺や山原(やんばる)の森林、川の保全を含む生物の多様性を保全することがジュゴンの保護に必要であると認識すべきである。山原の森には、ノグチゲラ、ヤンバルクイナなど、地球上でここにしかない固有種が数多く生息しており、森、川、海が一体となって生物の多様性に富み、豊かな自然環境を形成している。そのため、世界自然保護基金(WWF)などの国際自然保護団体が、沖縄本島北部の環境保全に大きな関心を持っている。

よって、「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」に基づき、返還される米軍北部演習場を含めキャンプ・シュワープ水域名護市辺野古沿岸域を一体として世界遺産に指定登録できるようにすべきと考えるが、その対応を明らかにされたい。

八、ジュゴンの生息を脅かす人間活動、とりわけ漁業との関係も解決を図るべき深刻な課題である。沖縄では一九七九年以降、漁網によるジュゴンの混獲が九件(うち三件が指し網、六件が定置網)報告されている。適法な漁業活動とはいえ、ジュゴンの生息地における刺し網や定置網の設置について、漁民が不利益を被らない方法で、適切な漁業活動の調整がなされるよう行政指導や対策が緊急に求められていると考えるが、その対応を明らかにされたい。

九、環境庁が環境省になるに当たって、環境保全、野生生物保護に関わる法律を、さらに拡充すべきである。「鳥獣保護及狩猟二関スル法律」には、海生哺乳類は含まれていないが、ジュゴンについては早急にこの法律に含めるべきである。

る。また、同法によって、沖縄本島北部に「国設鳥獣保護区」を設定すべきと考える。さらに、「自然公園法」による国立公園の指定、同法による特別保護区、海中公園地区等の設定も必要と考えられるが、その対応を明らかにされたい。

十、政府は、キャンプ・シュワープにおける在沖米国海兵隊の訓練について、特に海域における訓練に關し、その内容、規模、頻度、環境や生物への影響について把握しているか。また、同基地からの廃棄物や廃水の処理について把握しているか。把握していれば明らかにされたい。右質問する。

平成十二年四月二十五日

内閣総理大臣 森 喜朗

参議院議長 斎藤 十朗殿

参議院議員照屋寛徳君提出ジュゴンの保護に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員照屋寛徳君提出ジュゴンの保護に関する質問に対する答弁書

一について

環境庁においては、全国の藻場、干潟及びサンゴ礁の状況を把握する調査を行っている。その中で、沖縄県内においても昭和五十三年及び平成元年に調査を実施しており、十一年間で〇・四パーセントの藻場の減少を確認している。また、ジュゴンについては、平成九年度に文献等の資料の収集を行ったところであるが、生息確認、個体識別等を目的とした現地調査は実施していない。なお、今後の調査については、未定である。

二について

国内については、ジュゴンの生息に関する散発的な確認報告はあるが、組織的及び継続的な調査が行われていないため、全国的な分布や生態に関する知見や資料が少なく、地域に即した効果的な調査手法の設定が困難な状況にある。このようなことから、直ちに広域的調査を行うことは困難と判断したものである。

三について

環境庁においては、ジュゴンの生息状況等について、平成九年度に国内外の文献等の資料の収集を行うとともに、それ以降においても情報収集に努めているところである。

四について

普天間飛行場の代替施設(以下「代替施設」という)については、普天間飛行場の移設に係る政府方針(平成十一年十二月二十八日閣議決定)において、建設地点を「キャンプ・シュワープ水域内名護市辺野古沿岸域」とするとともに、代替施設の工法及び具体的な建設場所については、地域住民の意向を尊重するため、沖縄県及び地元市町村とよく相談を行い、最善の方法をもって対処することとしている。

また、同閣議決定において、代替施設については、沖縄に関する特別行動委員会(以下「SACO」という)最終報告における普天間飛行場移設に伴う機能及び民間飛行場としての機能の双方の確保を図る中で、安全性や自然環境に配慮した最小限の規模とすることとしている。代替施設の工法及び具体的な建設場所が決定していない現段階で、自然環境保全のための具体的な

な対処策を示すことは困難であるが、代替施設
の建設に当たっては、環境影響評価を実施する
とともに、その影響を最小限にとどめるための
適切な対策を講ずることとしている。

五について
ジュゴン、文化財保護法(昭和二十五年法
律第二百四十四号)第六十九条第一項の規定によ
り、天然記念物に指定されており、同法第八十
条第一項の規定による文化庁長官の許可を受け
ない限り、捕獲を始めとする現状変更等を行う
ことはできない。

文化財保護法には動物の生息地を天然記念物
に指定する制度もあるが、ジュゴンについては
種としての指定により保護が図られている。

ジュゴンについては、水産資源保護法(昭和
二十六年法律第三百三十三号)第四条第一項に基
づく水産資源保護法施行規則(昭和二十七年農
林省令第四十四号)第一条第一項の規定によ
り、北緯三十度の線以南かつ南緯三十度の線以
北の海域において採捕を禁止している。

水産資源保護法には特定の海域において保護
を図るための保護水面制度もあるが、ジュゴン
については先に述べた措置により、広範な海域
において保護が図られている。

六について

ジュゴンは、絶滅のおそれのある野性動植物
の種の保存に関する法律(平成四年法律第七十
五号)第四条第四項に規定する国際希少野性動
植物種に指定されており、同法第五条第一項に
規定する緊急指定種の指定対象とはならない。

また、同法上、緊急指定種を対象とする生息
地等保護区の制度はない。

七について

世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する
条約(金成四年条約第七号)に基づく自然遺産の
世界遺産一覧表への記載には、同条約第十一
条の五の規定に基づき世界遺産委員会が定めた基準
に照らして、その自然環境が顕著な普遍的価値
を有すると認められるものであるとともに、国
内法上その自然環境を保護するための措置を採
ることが必要とされているところである。

現在、環境庁においては、沖縄本島北部三村
にまたがるやんばる地域において自然公園法
(昭和三十一年法律第六十一号)第二条第二号
に規定する国立公園を指定することを念頭に置
いて、調査及び検討を進めている段階であり、
やんばる地域や辺野古沿岸域の世界遺産一覧表
への記載について検討を行う段階にはないと考
えている。

八について

ジュゴンについては、五について述べたよ
うに、北緯三十度の線以南かつ南緯三十度の線
以北の海域において採捕を禁止している。

また、「水産資源保護法施行規則の一部を改
正する省令の制定について」(平成五年四月一日
付け五水研第二一九号水産庁長官通達)によ
り、ジュゴンを意図せずに捕獲した場合には、
生きているものは生きたまま速やかに海に戻す
よう、都道府県を通じて関係業者等に対し指
導を行っているところである。

九について

中央省庁等改革に伴い環境省を設置するに当
たり、専ら環境の保全を目的とする事務につ
いては、環境省に一元化することとなり、従来環

境庁が主として所管していた法律に加え、従来
他省庁が主として所管していた廃棄物の処理及
び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三
十七号)等の法律も環境省の所管となる。ま
た、その目的及び機能の一部に環境の保全が含
まれる事務については、環境省が環境の保全の
観点からの基準の策定等の事務を所管し、関係
府省と共同で事務を行うこととなる。

ジュゴンなどの海生哺乳類は、水産資源保護
法の対象となる海洋性の水産動物であることか
ら、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律(大正七年法
律第三十二号。以下「鳥獣保護法」という。)の対
象とはなっていない。

沖縄本島北部に位置する与那覇岳周辺の区域
については、鳥獣保護法第八号ノ八第一項の規
定に基づき、現在沖縄県知事により鳥獣保護区
が設定されているところであるが、「国設鳥獣
保護区の設定について」(平成八年十二月十二日
付け環自野第五百四十六号環境庁自然保護局長
通知)の国設鳥獣保護区設定計画において、当
該区域を国設鳥獣保護区に設定すべき地域とし
て位置付けており、今後、地元関係者の理解を
得ながら国設鳥獣保護区の設定に努めてまい
りたい。

沖縄本島北部における国立公園の指定につ
いては、SACO最終報告に基づき、北部訓練場
の過半が返還されることを機に、平成八年度か
ら自然環境等の調査を実施しているところであ
り、また、平成十年度からは、地元有識者を含
めた検討委員会において、やんばる地域にお
いて国立公園を指定することを念頭に置いた保全

活用方策について検討を進めているところであ
る。

十について

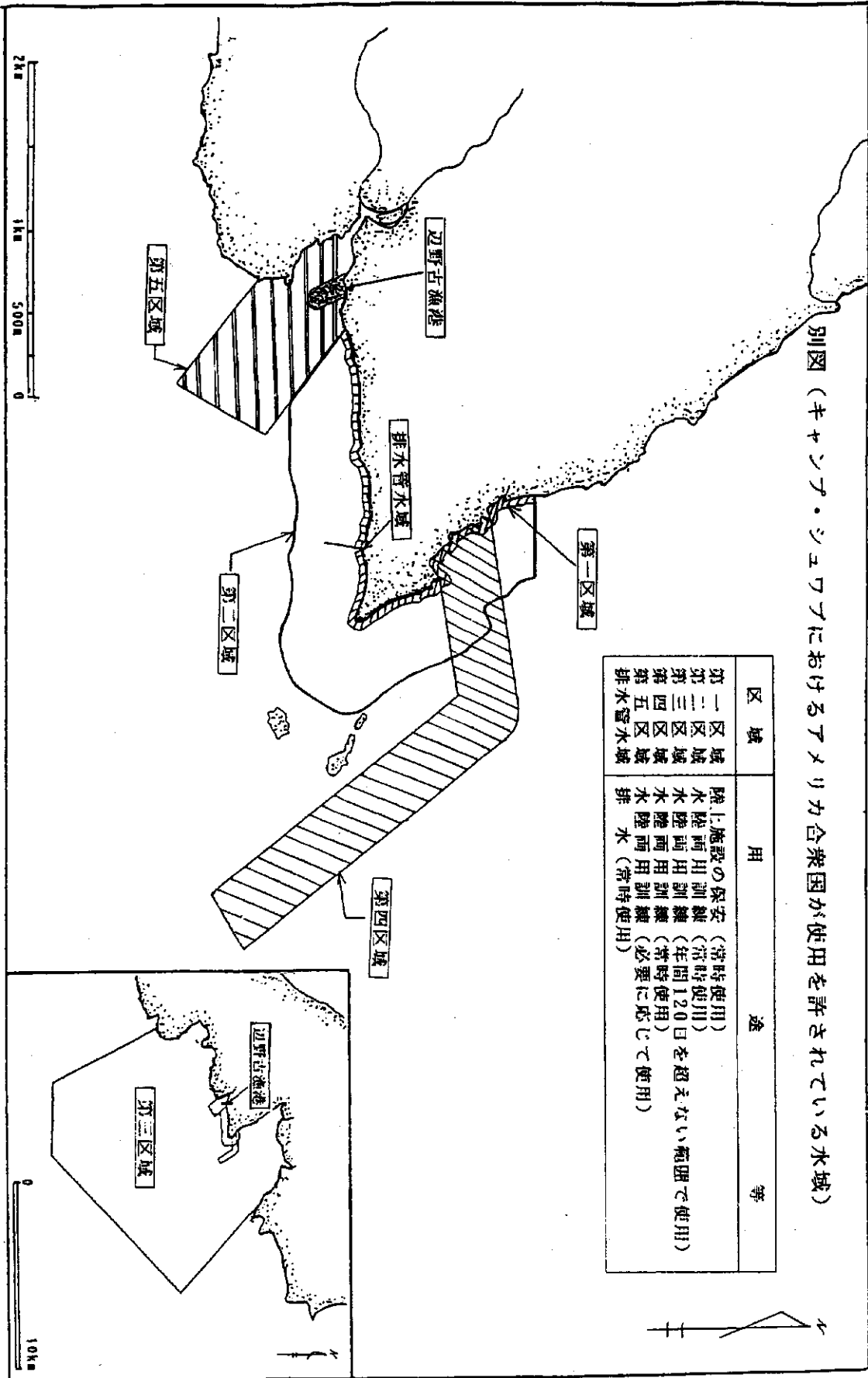
政府としては、我が国に駐留するアメリカ合
衆国軍隊(以下「米軍」という。)がキャンプ・
シユワブにおいて行っている訓練の詳細につ
いては承知していないが、米軍は、当該施設及び
区域の陸上区域において射撃訓練を実施する場
合又は当該施設及び区域の水域のうち別図の第
三区域(第一区域、第二区域及び第四区域を除
く。以下同じ。)において訓練を実施する場合に
は、訓練期間等を事前に那覇防衛施設局長に通
告することとなっている。その通告によれば、
陸上区域における訓練内容は実弾射撃、非実弾
射撃及び廃弾処理であり、訓練期間は通年と
なっており、また、第三区域における訓練日数
は平成九年から平成十一年までの三年の平均
で年間約八十日となっている。

当該施設及び区域における訓練による環境や
生物への影響については具体的に把握していな
いが、米軍が訓練を実施するに当たっては、我
が国の公共の安全に妥当な考慮を払うことと
なっており、その一環として環境の保全にも考
慮が払われるものである。

また、当該施設及び区域における廃棄物や廃
水については、米軍において、我が国の法令を
尊重して適切に処理されているものと承知して
いる。

なお、政府としても、当該施設及び区域にお
ける排水口付近の海水について昭和五十三年か
ら毎年調査を行っているが、これまで異状は見
られない。

別図 (キャンプ・シュワフにおけるアメリカ合衆国が使用を許されている水域)



平成十二年四月二十六日 参議院会議録第二十号

二四

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	東京一〇五八四四五番四号港区虎ノ門二丁目大藏省印刷局
電話	03 (3587) 4294
定価	本号一部 二五円 (本体) 一〇円